

## 第24回食料・農業・農村政策審議会企画部会議事録

日時：平成16年11月17日（水） 9：32～12：44

場所：農林水産省7階講堂

○生源寺部会長 まだお見えになっておられない委員もございますけれども、定刻でございますので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第24回企画部会を開催いたします。

なお、本日は八木会長、江頭委員、大庭委員及び立花専門委員が所用により欠席でございます。

本企画部会は公開されており、一般公募によって95名の方から傍聴のお申し込みがあり、本日お見えになっております。また、資料、議事録等につきましては、すべて公開することになっておりますのでよろしくお願ひいたします。

本日は岩永副大臣と大口大臣政務官にご出席をいただいております。

それでは、岩永副大臣からご挨拶をいただきたいと思います。

○岩永副大臣 先生方おはようございます。また、傍聴の皆さん方おはようございます。

今日は第24回目の企画部会の開催でございます。委員、臨時委員並びに専門委員の皆さん方には、本当に毎回毎回ご多用のところご参考いただき、私の立場からも厚く御礼申し上げる次第でございます。

今日は、バイオマス利活用の推進と農村の振興についてご論議をいただくわけでございますが、最近、廃棄物の抑制に有効な対策と言われておりますバイオマスの利活用につきましては、地球温暖化防止のための京都議定書の発効を目前に控える等、新たな農林水産省の施策として、今後、大いに期待が持たれるところでございます。

そしてまた近年、農村の豊かな自然や美しい景観などの魅力が国民から再認識されておりまして同時に、今、大きな議論になっておりますのは、都市と農村の共生・対流でございます。このことについては、どんどん農村が過疎化をしていく、そして一極集中、都市に人口が集約されていくという中で、本当に真剣に国家の施策として、農村と都市との交流を具体的な事業をもって行っていかなければならん、このような議論があるところでございます。農林水産省といたしましては、美しい農村景観などの地域資源を活用して、地域の個性、多様性を重視したむらづくりを推進していきたいと、このように考えている次第でございます。

委員の先生方におかれましては、それぞれご専門の立場から、ぜひ活発で忌憚のないご意見を賜りますよう心からお願い申し上げる次第でございます。

また、今日は先生方のご意見をご拝聴させていただくことが本意でございますが、公務のために、ご挨拶申し上げてすぐ出ていかなければならない失礼をお詫び申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議題は、「バイオマス利活用の推進」と「農村の振興」でございます。

議事の進め方ですが、まず、事務局から資料の説明をまとめてお願いしたいと思います。資料の説明に当たりましては、なるべく端的にお願ひします。その後、12時30分までを目途に委員の皆様による意見交換を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日は豊田委員から、お手元にございますが、欧州における農業の環境政策について、これは英文でございますけれども、こういった資料が提出されておりますので、紹介をしておきたいと思います。

岩永副大臣におかれましては所用により、先ほどお話しございましたけれども、ここでご退席になります。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○菊地大臣官房参事官(環境) では、最初にバイオマスの利活用につきましてご説明申し上げます。

資料1をご覧いただきたいと思います。まず、1ページでございます。

今年も大変暑い夏が続いたわけでございます。そしてその後、台風が襲ってまいりました。その一方で、世界的には原油価格の高騰が報じられてございます。そして、今後、世界的には東南アジアにおける石油需要が拡大し、石油の逼迫が予想されているところでございます。考えてみると、私どもの生活につきましては、化石資源に依存した社会でございます。

電気も自動車の燃料も、私どもの身近な生活用品も化石資源に依存してございます。この化石資源を使うことによりまして炭酸ガス、いわゆる二酸化炭素を出し続けている、そういう社会が現在ではないかと思っております。

このような社会が続く中におきまして、先ほど岩永副大臣からもお話がございましたように、地球の温暖化が進んできております。20世紀、この100年間に世界の平均的気温は0.6度上昇したと言われてございます。そして、今後このまま推移するならば、2100年には最悪の場合、さらに平均気温が大体約6度くらい上昇し、かつ海面も88センチくらい上昇するのではないかと懸念されている状況でございます。このような社会におきまして、今後、化石燃料いわゆる石油や石炭などに依存した社会から、新しい資源を活用した社会に転換していくことが求められてございます。

石油につきましては、過去からもその賦存量につきまして有限と言われてございますが、最近のデータによりますと、世界的に確認されている埋蔵量に対して、世界で年間に使われる石油の量を割り算いたしますと約40年分と言われてございます。この石油の資源をできるだけ節約し、長く使う一方で、新たな資源として脚光を寄せられておりますのがバイオマスでございます。

このバイオマスとは何かといいますと、生物由来の有機性資源でございます。ご案内のように、もともと植物に由来するものでございますので、持続的に利用すれば枯渇しない無尽蔵な資源であり、かつこれらの資源は農山漁村において広く賦存し、かつ農業が供給することができるわけでございます。そして3つ目の特徴とい

たしましては、燃焼しても大気中の炭酸ガスを増加させない、いわゆるカーボンニュートラルな資源でございます。

このようなバイオマス資源を活用することによりまして、新しい製品あるいはエネルギー利用を図ることによって、21世紀、環境の世紀と言われてございますけれども、環境に優しい社会構造をつくっていくことが求められております。

2ページをお開きください。

バイオマスをどのように使うのかというところでございます。これまで私どもは、さまざまなバイオマス資源、例えば家畜の排せつ物あるいは食品廃棄物などは、堆肥化あるいは飼料化という形で農業生産に有効に活用してきました。昨今では技術の進歩によりまして、その用途は広がってきております。例えばメタン発酵なりガス化によりまして、熱・エネルギーに使う、あるいはバイオエタノールをガソリン代替燃料として、バイオディーゼルを軽油代替燃料として液体燃料に使うことができる。さらには、バイオマスに含まれる糖分から、発酵と化学処理によりましてポリ乳酸をつくり、そこから新たな製品をつくることができます。いわゆる石油製品に代替するものをつくり出すことが可能となってございます。このように、これからは技術の革新あるいは進歩によりまして、このバイオマスの用途が広がってくるわけでございます。

3ページをお開きください。

では、その利用の現状はどうなっているかでございます。バイオマスにつきましては、大きく分けて3種類ございます。廃棄物系のバイオマス、未利用のバイオマス、資源作物でございます。特に、当面私どもがその再利用、利活用を進めていかなければいけないのが廃棄物系のバイオマスでございます。この廃棄物系のバイオマスにつきましては、逆有償、むしろ資源コストにつきましては、お金が払われるといったものでございますので、価格的にもかなり利用可能でございます。ただ、これにつきましては、収集・輸送コストがかかるといったような難点がございます。このため地域で発生するバイオマスは、できるだけ地域で利用するといったような仕組みの構築が必要かと思ってございます。

4ページをお開きください。

海外ではどうかといったところをまとめてございます。ヨーロッパ、ドイツにおきましては、家畜排せつ物をメタン発酵させることによりましてバイオマスガスをつくり、それを利用してございます。

アメリカにおきましては、トウモロコシを原料にエタノール、いわゆるアルコールを生産し、これをガソリンと混ぜ合わせて自動車の燃料に使われてございます。

また、ブラジルにおきましては、サトウキビを原料に同じエタノールを生産し、ガソリンに混合して自動車燃料として使われてございます。なお、それぞれあくまでもトウモロコシにしましても、サトウキビにおきましても、基本はやはりトウモロコシはえさ、飼料用、あるいはサトウキビは砂糖の生産というものに振り向けて、残ったものを使っているという現状にございます。

5ページでございます。

では、これらにおきまして、我が国の取り組みはどうなっているかでございます。平成14年12月に、バイオマス・ニッポン総合戦略という国家プロジェクトを閣議決定いたしました。これは農林水産省が中心となりまして、7府省におきまして、それぞれ連携・協力してバイオマスの利活用を進めていこうというものでございます。

その目的とするものは4つございます。1つは、先ほど申し上げましたように、地球の温暖化の防止、そして循環型社会の形成でございます。そして3つ目として、バイオマスを活用して競争力のある我が国の戦略的産業の育成と、そして農林水産業や農山漁村の活性化を目指しております。当面の目標といたしましては、2010年をターゲットといたしまして、特に廃棄物系のバイオマスの利用を炭素換算で80%以上利用していこうということを目標としております。

そこで、飛びまして11ページをお開きください。

では、具体的に各地域でどのような取り組みあるいはチャレンジが行われているかでございます。各地域の事例をピックアップいたしました。

いろいろ書いてございますが、まず最初に東北地方、山形県長井市におきましては、農業者、農家、町場の消費者、事業者が連携いたしまして、生ごみや家畜の糞尿をベースといたしまして堆肥をつくり、それを農業者が利用し、有機農業の生産

に取り組んでございます。いわゆる堆肥化でございます。

同じような取り組みは、兵庫県三木市にもございます。生活協同組合さんが中心となった取り組みでございまして、これも堆肥化といった取り組みでございます。このような堆肥化の取り組み、あるいは食品製造工場から出る残渣をえさに使うといった取り組みが行われてきております。

これらの取り組みに加えまして、北海道別海町におきましては、乳牛のふん尿をメタン発酵し、これで発電し、あるいは堆肥化しようといった取り組みが行われてございます。

滝川市におきましては、生ごみを使ったエネルギー利用といったところでございます。

一方、南の方に下っていただきまして、宮崎県の高城町におきましては、鶏ふんを使いまして、これを発電に利用しているといったような取り組みが行われてございます。家畜ふん尿なり生ごみを使った熱・エネルギー利用でございます。

また、このほかに滋賀県の愛東町におきましては、廃食用油の利用でございまして、廃食油を回収いたしまして、それをバイオディーゼル化いたしまして使正在するという事例がございます。

また、さまざまな取り組みの中で特徴的なのは、福岡県北九州市におきましては、生ごみを利用いたしまして、生分解性プラスチックであるポリ乳酸を生産するといったような取り組みが始まっております。

このように堆肥化、飼料化に加えまして、新しいエネルギーや素材の生産といったチャレンジが始まっております。

12 ページをお開きください。

その中で例えば地域での取り組みということでご紹介させていただきます。バイオマス発電でございます。熊本県鹿本町での取り組みでございます。この鹿本町は人口約 9,000 人、2,600 世帯ぐらいでございまして、町の半分くらいが水田あるいは畑でございまして、農村地帯でございます。この農村地域におきましては、畜産農家から出されます年間 2 万 1,280 トン、日量当たり大体 50 トンから 60 トンの家畜ふん尿と、一般世帯から出されます食品廃棄物、日量換算でございますと大体 3

トンから4トン、それから集排污泥、これも日量に換算しますと2トンくらい。それとおがくずを混ぜまして、バイオマスセンターにおきまして、堆肥をつくることと併せましてバイオ発電を行うという取り組みでございます。

大体発電量は1,700キロワット時くらいでございますので、世帯数で勘案いたしましたと170世帯くらいの発電量といった取り組みでございます。このような地域一体となった取り組みによりまして、エネルギーを起こすことと併せまして、農業にとって不可欠な堆肥なり液肥を供給するといった取り組みでございます。

以下、13ページ、14ページにおきましても、各地域の取り組みを紹介させていただいております。

再び戻っていただきまして、6ページでございます。

農山漁村ではどのように使われるのかというところでございますけれども、今、鹿本町の例をご紹介いたしましたように、農業あるいは一般の家庭、そして地域との結びつきの中でそのバイオマスを総合的、効率的に利用していく、こういったところをバイオマстаونと私どもは呼んでおりますが、そういった取り組みが今後必要になっているのではないかと思っている次第でございます。

それによりまして、廃棄物から地域のエネルギーや製品が生まれていくのではないか、あるいは資源生産という新たな農山漁村の選択肢が生まれてきます。このようにバイオマスの利活用を通じて農山漁村の活性化、農業の活性化に大きな役割を果たしていくのではないかと考えてございます。このようなバイオマстаунといったものを、今後全国に500市町村ほどつくっていきたいと思っている次第でございます。

7ページでございます。

このような取り組みにつきまして、課題と今後はどうするのかということでございます。課題につきましては、大きく分けて社会的側面と経済的側面がございます。社会的側面につきましては、まだまだこの取り組みを始めて間もないわけでございまして、なかなか国民に知られていないという状況でございます。バイオマスをご存じですかというアンケートに対しまして、4人に1人くらいしか知られていないというところでございます。この認知度あるいは理解を深めていくという取り組み

とともに、地域一体となる取り組みでございますので、地域における体制整備、取り組みの支援といったことと併せて、それからエネルギーになる製品でございますから、規格化といった問題について取り組んでいきたいと考えてございます。

それから、あくまでも経済ベースというのを取り組んでございますので、コストダウンに向けまして、技術開発に取り組んでいるところでございます。例えば、バイオマスプラスチックの生産につきましては、石油製品で見ますと大体120円くらいでございますが、ポリ乳酸、バイオマスプラスチックでございますと500円くらいが現状でございます。このコストダウンを図るため、現在、当面3年後には350円、将来的には200円くらいを目指した形での取り組みを進めていきたいと思っております。

これらのようなコストダウンと併せて、需要の拡大ということが必要でございますので、公的機関でのバイオマス製品の積極的な調達、いわゆるグリーン調達という形での取り組みを進めていきたいと思っております。これらによりまして、バイオマス製品なり、エネルギーの普及、あるいは高度なバイオマス産業の発展といったような形の取り組みによりまして、バイオマス・ニッポンの実現を図っていきたいと考えております。

その大きな手段としまして、8ページですが、バイオマстаун構想ということを取り組んでございます。この中には、市町村におきまして、それぞれの地域のバイオマス資源をどのように利活用するかといったようなアイデア、考え方をまとめいただきまして、それに対しまして農林水産省及び関係府省が一緒になって情報を共有し、連携を図り、この実現を目指すというものでございます。

9ページでございます。

このようなバイオマスの利活用の推進につきましては、先ほどご説明いたしましたように、農山漁村の活性化あるいは今後の農業の振興に大きなかかわりを持っているところでございます。残念ながら現在の基本計画におきましては、このバイオマスにつきましては、位置づけがされてございません。このバイオマスの取り組みにつきましては、現在、計画に書いてございますように、農業の自然循環機能の維持増進、あるいは農村の振興に資するものでございますので、このバイオマスの総

合的な利活用につきまして、この基本計画に明確に位置づけて、この計画に基づきまして進そしていきたいと考えております。

以上でございます。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、農村振興局ということになりましょうか。よろしくお願ひいたします。

○川村農村振興局長　　農村振興局長でございます。

資料2と資料3についてご説明をしたいと思います。それぞれに参考資料がついておりますので、資料としましては4分冊ということになります。

まず資料2－1ですが、目次を繰っていただきまして、1ページをお願いいたします。ここから数ページは現状編というデータ編になっておりますので、簡潔にご説明をしたいと思います。

まず、皆さんご案内のとおり、農村構造の変化ということでは、過疎化、高齢化あるいは混住化というのが特徴的な現象でございまして、下のグラフでご覧いただきますと、左下の人口減少の状況、特に中山間なり山間地域が減少が激しいと。それからまた、高齢化も都市部に比べますと20年先行して進んでいると。また、混住化につきましても右下でございますけれども、農家の割合が次第に、これはもちろん平均でございますけれども、減少しております、混住化が進んでいるというのが見てとれます。

2ページでございます。

こういった状況の中で集落活動というものが非常に脆弱化しているというのがございます。この左側の上、下ですが、例えば寄り合いの数が農家人口の少ないところを中心に減少しているということがありますし、これが何をもたらすかというのが右側の上でありまして、例えば耕作放棄地の増大でありますとか、管理されない森林が増大するといったようなところで現象面としてあらわれているわけでございます。

また、右下にもありますとおり、今、平成の大合併が行われておりますが、これが地域の活動なり、意思形成といったものにいろいろな影響を与えるであろうとい

うことは想定されるわけでございます。

3ページでございます。

農村の生活の現状ですが、経済状況、これはもう日本経済の低迷で、当然、農村部においても低迷しております。右側の生活環境、これはかなり改善が進んでおります。ただ、やはり都市部と町村部ということでは、それなりの格差が、まだ依然あることは事実でございます。あと、IT関係で例示で書いてございます。ITというのは、空間なり時間のハンディキャップを減少させる大きな機能を持っておりますので、ITの開発といいますか、農村部への普及といいうのは非常に大事な項目だと思っております。

次、4ページでございます。

一方、農業なり農村の役割と、農村に対する国民の期待というものは非常に昨今、増大をしております。もちろんどういう機能を果たしているかというのは、左側上にありますように、いろいろな環境保全、国土保全等含めて、機能を果たしているという認識が高まっておりますし、一方、その関心の高まりとして、右側の方に書いてありますように、近年、平成2年と平成11年を比べましても、この関心の高まりがグラフの伸びを見てとれると思います。新しい項目で※が書いてあるところは、非常にまた関心が高いという、農作業体験なり交流というものに興味を持っておられるということが、これからわかると思います。

そういう現状の中で5ページと6ページですが、我々として、農村振興のあり方の基本的な考え方を総括しております。その後、またこれをより敷衍した形で説明しておりますが、まず5ページをご覧いただきたいと思います。

一番下の基本的な考え方のところをご覧いただきたいと思います。従来の農村振興といいますと、上の四角でございますが、どうしても従来の都市と農村の格差を是正していかなくてはいけない。それからまた、都市は一般的にすぐれているということで、都市のまねといいますか、キャッチアップを中心になると。あるいはハード中心ということで、建物でありますとか施設、我々は箱物と言っておりますが、そういうものを整備することが、即農村の振興だといった考え方で進められてきたのではないかと思います。もちろん、こういう考え方も完全に否定できるものでは

なくて、それなりのものはあるんですけども。

今後としましては、下の四角に書いてありますように、地域の個性なり多様性というものを非常に重視しなければならないということ。それから、かけがえのない農村のよさをそれぞれの地域で再発見してもらって、農村らしさを回復していくと。それからもう一つは、農村振興というと、地域住民なり、特に農家を中心とした方々のためのものということよりも、もうちょっと食料の安定供給なり、多面的機能の発揮という観点もございますので、国民的財産といいますか、そういう観点から、国民的視点からの振興というものが大事ではないかというのが、今後の基本的な考え方の底流に据えるべきではないかと考えているところでございます。

右側の方に行きまして、具体的にどういうことでやるかということでございます。真ん中の四角の右側に3つまとめてございますが、これは新基本方向上に3つの柱として挙げられているもでございます。ただ、これですとかなり抽象的でわかりづらいので、左のグリーンになっております7つの柱ということで、基本方向を示しておるわけでございます。

1つは、何といっても農業と1次産業が中心になりますので、その地域特性に応じた農業、あるいはいろんな地域資源がございます。水も農産物もいろいろな伝統的なものも含めてございますが、こういったものを活用した産業によって、経済の活性化というものが前提として必要であろうということでございます。

もう一つは、やはりゆとり、それから快適な暮らしというのも農村部でも実現する必要があるというのが1つございます。

3つ目でございますが、集落機能が維持・再生されている農村ということになっております。昨今、市町村合併で大型化が進んでおりますと、やっぱり地域活動の単位でありますとか、合意形成の単位、こういうものを見直そうという機運がございます。校区単位等で新しいコミュニティづくりをしようということもございますので、そういう機能を再編成するということも非常に大事な視点ではないかということでございます。

4つ目は、豊かな自然環境、景観、伝統文化が生かされた魅力ある農村ということでございます。

5番目ですが、農地・農業用水等の資源が適切に保全管理されている農村ということで、一方で担い手への集中ということをやりますが、農村部は担い手だけで成り立っているわけではございませんので、やはり食料の安定供給なり、多面的機能の基盤となります農地、農業用水、これをいかに後代に健全な形で伝えていくかということも非常に大きなパートでございます。これは、前半でご議論いただきました論点でもあるわけでございます。

6点目ですが、都市との交流が活発なオープンな農村ということで、これまでどちらかというと閉ざされたイメージがありますが、包容力のあるオープンな農村を目指して、まさに交流が活発化していくという農村を目指すべきではないかということでございます。

切り口は少し変わりますけれども、中山間地域というのは、下流域への防災的な効果でありますとか、また国土保全、また食料生産でも重要なウエートを持っておりますので、こういった中山間地域をは条件不利地域でもありますので、これをどう活性化していくかという、この7つの基本的な方向でやっていってはどうかということでございます。

そして、一番右の方に施策展開にあたっての視点ということがございます。

今回のこういうご審議に向けて、我々も外部の学者の先生方等にも集まっていただきまして勉強会もやったんですが、そこのキーワードとしては、人材と地域資源ということではないかというご議論が大分あったわけでございます。地域資源の活用というのを中心据えまして、まず人材というのは、その中だけでなく、農村外の人材をいかに活用していくかと。いろいろそういう農業外の人材を活用して、地域起こしなり活性化を図っておられるという事例がどんどん出ておりますので、そういうことをより積極的に展開すべきではないかというのが1つ。

それから、農村内においても、助成企業等が倍増といいますか、急テンポで伸びておりますように、非常にそういったものを核にして、後で言いますようなコミュニティビジネス、地域ぐるみのビジネスといったものも発芽をしておりますので、そういうものを大事にしていきたい、こういうことが基本的な視点でございます。

次の6ページでございます。

そうすると、結局、農村の振興を誰が担うのかという議論が当然、主体論としてあるわけでございますが、これにかかわるものは私どもの国——これはもう農水省だけではなくて、国交省さんも、総務省さんもいろいろあるわけですが。それから、県、市町村、特に市町村が大きなウエートを占めると思いますが。そして何といいましても、その中心になるのは地域住民、これは農業者だけではなくて、非農家を含んだ地域全体の参加・協力。そしてまた昨今は、非常にNPOの方々が都市住民との橋渡しをされるとか、あるいは都市部の人材を派遣するといったような、非常に有意義な活動をされている事例がどんどん出てきております。こういうことをタイアップしまして、連携をしましてやるということが中心になるのではないかというのが考えでございます。それぞれの地域の上から押しつけと呼ばれるトップダウン的なものではなくて、やはり地域での自主性、裁量性ということだと思います。

そういう意味でも、今回、私どもの農林省自体におきましても、補助金統合化、交付金化ということで思い切った対応をしたいということでやっております。これまで数多くありました177の事業を7つの交付金に統合して、基本的には地域で採択なり、そのメニューを決めていくといったような仕組みに、大胆に展開をしようしております。

それが総論的に総括でございます。

それをより具体的に7ページ以下に敷衍しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

まず7ページが農村経済の活性化でございます。地域資源さまざまあります、左側に並べたような農地・農業用水から始まりまして、先ほど説明のありましたバイオマスまで含めましていろいろあります。こういったものを、まさに先ほども言いましたように、農村内、農村外、こういった連携によりまして、地域経済の活性化を図っていくということでございます。

ここに施策の方向として4つほど書いてございます。これは後ほど参考資料の方で、また具体的な事例、必ずしも適当な例かというのは、若干疑問もないわけではありませんが、後でご説明をします。

1つは、企業等との連携によります内発型産業の育成なり、クラスター形成の推

進ということで、地域、具体例では、地域の良質な水、地域のブランドイメージ、そういうものを活用して豆腐産業を起こし、そのおからを自然リサイクルして、堆肥としてまたリサイクルしていくといったようなことで、広がりを持った取り組みがなされていくといったようなものがございます。

2番目にもあります農産加工、直売、こういうものが各地で今かなり増えておりますが、地域住民なり地域の団体、そういうものが参加をされまして、まさに地域ぐるみでビジネスを起こしていくと、こういう取り組みもございます。

それから、グリーン・ツーリズムとか市民農園につきましても、滞在型のこういったものを起こすことによって、いわば交流産業というものが進みつつあるということでございます。

それからＩＴもかなり農村部でも使って、それを大いに活用されているという事例がだんだん出てきております。まさに、地理的条件、時間的条件、教育環境的条件、そういうものをカバーできるということだと思います。

8ページ、快適な暮らし。

ここは特にいろいろな面でやらなくてはいけないんですけども、高齢化が20年も先行しておりますので、高齢化対策というのも、特に農村部は非常に重要なウエートを持つであろうということでございます。

9ページでございます。

集落機能の維持・再生ということで、先ほど言いましたように、左側に書いてあるようないろいろな状況の変化がございます。それを踏まえまして、コミュニティ活性化のための新しいパターンというのがございます。これも後で事例でさっとご説明をいたしますが、上方の四角に書いてありますような複数の集落で集落機能を統合しまして、コミュニティを再編、創造するといったことで、従来の自治会でありますとか、公民館活動を再編整備し、町の行政サービスの一部担をような新しい組織づくりをしている事例もございます。それから新規就農を含む、外部からの居住者も積極的に受け入れるということで、地元が農地なり住宅を積極的に準備をして取り込んでいくといった努力もございます。そういう新しい人材も入れたコミュニティづくりというのも各地で取り組みが始まっております。

10 ページでございます。

豊かな自然環境、景観、伝統文化を生かした魅力あるむらづくりということで、これまで単発でやっておりましたけれども、最初の四角の中にございますとおり、地域資源を再発見、再評価して空間全体として調和のとれた美しい農村景観を保全、単に保全だけではなくて、創造すると。

私どもの事業の中でも田園空間博物館モデル事業といったものを出しておりまして、農村空間全体をとらえて、新たな環境も含めて創造していくと、こういった取り組みもしておりますが、現実に各地でもそういう事例がございます。施策の方向のところにいくつか並んでおりますけれども、一番下にあります地域住民を中心となった取り組みが前提と書いてあります。そのいろいろ成功されている事例を見ますと、地域住民の計画段階から意見を取り入れて策定をして、そしてグランドワーク等、いろいろな手法がありますが、土地改良区、行政、学校、地域住民、こういうものが維持管理に参加をするということで、永続的なむらづくりというものができるという事例がありますし、こういったことを広げていく必要があるだろうということでございます。

11 ページ、5 番目の柱の農地・農業用水等の資源の保全管理でございます。

これは前半で大分ご議論いただきました。そしてそれを結論的に一覧表に、一つの流れ図的に書いたものでございます。この農業生産あるいは多面的機能発揮の最も重要な基盤であります農地・農業用水の資源、農業構造あるいは農村の住民構造、こういうものが今後変わってきたときに、いかにこれを良好な状態で保全管理して、貴重なストックとなっているこういった資源を後代に伝えていくか、そのための施策であります。

これはいろいろな政策手法は、真ん中にもありますとおり、規制的な手法から奨励的手法までいろいろあるわけです。ただ、従来ありました共同作業というもので基本的には農家で支えられていたものが、今後、混住化等もあってなかなか維持できないことがあります。そういう共同作業的なものを復活させるといったことも、非常に有効ではないかということで、そういったための支援手法を検討しようということで、この点については、17 年度予算にもその調査でありますとか、あ

るいは可能性、フィジビリティーをやるようなモデル的な事業を実施しようということで、既に着手をしようとしております。

12ページでございます。

都市と共生・対流ということでございます。これもいろんなかかわり方があると思うんです。真ん中にも書いてありますが、人材というのを言いましたけれども、人材も上の方に行きますと、新規就農なり農村移住という定住という形態がございますが、一方、平日は都市で週末は農村部といったような半定住といいますか、デュアルライフといったような形態もあるでしょうし、一方で一時的な滞在等の一番下の交流活動というものもあるらうかと思います。こういったものをひっくるめて、いかに都市と農村の共生・対流をやっていくかということでございます。

そして施策の方向といたしましては、右側にございますとおり、都市側にそういうインセンティブを、どういう場所があって、どういうプログラムがあって、どういう形で利用できるのかといった情報も含めまして、都市側へのインセンティブどうやっていくかということが一つはございます。

その中で、都市農業というのも非常に身近にある農的風景を含めまして、体験のできる場ですので、そういったものを十分起こしていくということも一つ重要でございますし、また先ほど言いましたように、都市と農村の橋渡しをしていただく団体が、NPOを含めましていろいろございます。そういったところの力をかりるというのも必要だと思っております。

また、こういう交流を盛んにするためには、農村自体の魅力を向上しなくてはいけないということで、受け入れ体制の整備でありますとか、生活環境含めた条件整備、また開かれたコミュニティづくりと、こういったことでの取り組みも、この三者が一体となって必要であろうと思っております。

そして、こういうことは国民のライフスタイル、そういうものも変えていく話でございますので、国民運動として展開する必要があるだろうということでございます。これは単に農林水産省ということではなくて、全省庁といいますか、関係省庁が参加するということで、実は関係省庁の副大臣のプロジェクトチームもできておりますし、民サイドではお聞きになったかもしだれませんが、「オーライ！ニッポン」

という組織もできておりまして、そういうところで、こういった運動を国民運動として盛り上げていこうということで、いろいろ活動していただいているところでございます。

最後の7番目の柱の中山間地域の振興でございます。

中山間というのはどういうところというのが、なかなかイメージがわかない方もいらっしゃるかもしれません、一番上に書いてありますとおり、平野の外縁部から山間地に至る地域ということで、いわゆる平場の、大ざっぱに言えば、平べったい地域以外の地域ということで、そういうところは傾斜地が多いとか、まとまった農地がないとか、非常に不利な条件、交通条件等も悪いということがございます。特にそういうところでの過疎化、高齢化、混住化というのが、より平場よりも進んでおりますし、耕作放棄地もより発生しやすいというところでございます。

そういう条件がありますが、この左側の上にありますとおり、国土面積では7割、算出額でも4割、37%算出をしておりますし、重要な位置にあります。それから国土保全とか、多面的機能はより平場よりも果たしているという地域でございます。この地域をいかに振興していくかということも、農村政策の非常に重要なテーマだということでございます。

その方向としましては、右側に書いてありますとおり、基盤となる農林行政あるいは関連産業を振興していくということ、それから多面的機能を確保するということでの中山間地域との直接支払ということもありますし、今まで述べてきましたような交流事業とかいうことでの定住の促進ということも、柱として掲げております。

最後のページですが、その中山間地域等直接支払については、平成12年より開始されております。これは新しい基本法の制定を機に開始されたものでございます。中山間地の不利を是正するという趣旨で設けられております。

5年たちまして、来年以降2期目ということでどうするかということで、我々としては、この真ん中あたりの左側ですが、現行対策の検証結果ということで、第三者的な検討会をご審議をいただきまして、効果がかなり上がっているという評価をいただいております。

対象は66万2,000ヘクタールですけれども、農業生産活動が継続し、改めて今

後農業を振興していくんだということで、農業振興地域への編入も1万2,000ヘクタールされておりますし、また耕作放棄地の防止・復旧ということも、最大で見積もりますと3万ヘクタールぐらい効果があったのではないかという評価をしております。多面的機能についても、いろいろな活動がされております。それから集落機能につきましても、共同作業でありますとか、集落での話し合い、こういったものの飛躍的な増加ということがございますので、効果はあります。

ただ、問題点もないわけではなくて、将来に向けてどういう展望があるのかというところで、なかなか、ただ現状維持にとどまっているといったところもあるわけでございます。そういうことで、今後より永続的な、また効率的な集落での取り組みというものを、いかに助長をしていくかという形での改善が必要であろうと思っているところでございます。

本文の方はそれで終わりまして、ちょっと駆け足になりますが、資料2-2をお開きいただきたいと思います。時間の関係でかなり駆け足で説明させていただきます。

まず1ページですが、これは30事例、先駆的な事例を政府として内閣官房で開催した有識者会議で選定をしております。こういうところを全国に発信することによって、こういう取り組みを全国に広げていこうということで、テーマも、食、バイオマス、IT、農産物の輸出、都市と農山漁村の交流とテーマをいろいろ分けておりますが、そういうテーマで選んでおります。

2ページは景観法、法律の中で景観というものが位置づけられたという画期的な部分でございます。今後、これをいかに実効を上げていくかということでございます。

3ページですが、先ほど挙げました民ベースで共生・対流を国民運動として盛り上げていこうということでございます。このオーライ！ニッポン会議につきましては、本審議会の委員をされております日野委員に副代表を務めていただいております。

4ページは、ヨーロッパ等でも農村政策ということが、いろいろな改善を見ながらLEADERⅠからLEADER+まで取り組みがなされております。そういう

たことも今後の参考にしたいと思っております。

5ページでございます。

ここからは具体的な事例ということで、先ほど7本の柱を挙げましたけれども、農村経済の活性化という意味で、地域住民とITターン者の協働による経済活性化といったような安心院町の事例。

6ページは、京都府の加悦町の企業との連携による豆腐工場の整備を通じた地域の活性化ということで、良質の水ということ、それから京都というブランド、そういったものからいろいろパートナーシップが始まって、かなり大がかりになってきているということでございます。

次は、農産加工、直売等のコミュニティ・ビジネスということで、愛媛県の内子町の例を掲げております。これはIT等も活用されまして、非常に市域ぐるみで出店者が100名から344名に拡大するなど、まさに地域ぐるみのビジネスになっているということでございます。

8ページはグリーン・ツーリズムの関係で、滞在型、いわゆるブラインガルテン等を中心とする。ただ、これはやはり最初は下の3行にありますとおり、町がリーダーシップをとっていたけれども、現在は地元組織の自主的な運営でやっているという、そういうところがやはり長続きの秘訣だなと思います。

それからITを活用した関係での市況でありますとか、気象情報等、あるいはいろいろな情報をこれによって一元化して、非常に機動的な産地づくりをされているという川上村の事例。

10ページは環境なり環境教育と連携をされているという例。

11ページは、ニューコミュニティといいますか、旧村単位でコミュニティ組織を再編された美山町の組織ということで、自治会活動でありますとか、村おこしとか、公民館とか、そういうものをうまく、また再編成されていると。

上津江村の12ページの例は、新規就農者を積極的に取り込んでおられる例です。

13ページは、豊かな自然環境、景観、伝統・文化、こういうものを生かした村つぐりということでございます。これは先ほど言いましたように、地域住民を積極的に計画段階から取り込まれたと。

それから農地・農業用水の資源の保全・管理ということでは、ほ場整備事業を契機としまして地域住民が参加をして、いろいろな保全活動をされているということでございまして、収穫祭には約 280 人が参加されているといったところでございます。

それから、都市と農村の共生・対流の関係。

長野県の飯田市なんかは、非常にまちぐるみで取り組まれておりますし、グリーン・ツーリズムを地域戦略の大きな柱とされておりまして、現在は、下の 3 行にございますとおり、400 戸の農家の協力を得まして、年間 220 に及ぶ小中学校、これは都市部の小中学校の生徒さん達ですけれども、そういうものを受け入れていらっしゃるということでございます。

都市農業の振興ということでは、この援農ボランティアや市民農業大学とも組み合わせてやっておられる国分寺市の事例というのがございます。

あと、中山間の事例として、こういう取り組みが行われているということを 17 ページで紹介してございますし、先ほど中山間地の直接支払で、ちょっとデータ的に申し上げましたような総括は 18、19、20 ページにございます。これはまた、後でゆっくりご覧いただきたいと思います。

続きまして、資料 3 に移らせていただきたいと思います。

今申し上げましたが、私どもが今後農村振興を進めていくに当たりましての基本的考え方ということで整理をさせていただいて、ご審議いただきたいわけですけれども、そういった農業、農村振興を進める上で、私どもが有します政策ツール、その中でも非常に重要かつ大きなウエートを占めております生産基盤整備等の事業、これについての方向をちょっと別冊で説明をしたいということでございます。

目次を繰っていただきまして 1 ページでございます。

食料・農業・農村基本法におきます農村基盤整備の位置づけということで、そもそもどういう位置づけにあるかということでございます。

右側の方に、現基本計画のエッセンスが書いてございますが、良好な営農条件を備えた農地・農業用水の確保と有効利用による農業生産性の向上というのが一つの大きな方向でございまして、その中で地域特性なり、あるいは環境との調和への配

慮、事業の効率的な実施ということを配慮事項として掲げております。

その中で施策といたしましては、用排水施設の計画的、機動的な整備ありますとか、3番目の「・」であります大区画。普通は30アールの区画にしますが、1ヘクタール以上の区画にするということで、非常に生産性が飛躍的に高まるという大区画、それから今、生産調整やっておりますので、良質の麦、大豆、こういうものを非常に生産性の向上も上げながら、品質も向上させるという意味での汎用化対策、これは排水対策が中心になりますが、そういうもの。それからやっぱり膨大な土地改良施設をいかに管理・保全していくかといったことを掲げてございます。

2ページでございます。

現在いかなることに重点を置いて、その施策を進めているかということでございます。左側に現行施策の視点ということで、主要施策の動向で4つの柱を掲げてございます。

水田の大区画化・汎用化。これは先ほど言いましたとおりでございます。

それから農業水利施設の整備・更新。これをいかに長寿命化を図り、また効率的に更新をしていくかということ。

それから環境との調和。これは土地改良法の改正によりまして、法律上も位置づけをして、そして田園の自然環境を政策目標に入れましてやっております。

効率的実施。これは言うまでもなく、工事を含め、全体的なコスト縮減ということで進めているということでございます。

そういう現状の中で、しかば今後、どういうことに重点を置いていくかというのが3ページでございます。ここに総括的にまとめております。そしてこの後、またそれぞれの柱に従いまして、若干敷衍をしたいと思います。

1つは課題のところにありますが、地域の構造改革のおくれということで、担い手への農地の利用集積、これは非常に増加率が鈍化する傾向にございます。それから就業農家が存在しない集落というのも、全国で5割あるということ。それから、今新たな米政策をしております、売れる米づくりもしておりますけれども、一方で、産地づくり交付金といったようなことで、地域の特殊性を生かした産地づくりというものを機動的に進めなくてはいけない。それをいかに手助けしていくかということ

とでの、この農業・農村整備の事業でございます。

基盤整備を契機としますと、これはまた後でデータは数字的にご説明をいたしますが、非常に飛躍的な生産性の向上なり、効率化が図られます。そういう意味で、これをまさに農地の利用集積、これは量的なものですが、今後は連担化、団地化といいまして、農地をできるだけまとめまして、そこを同じ市と同じ団体、同じ集団が耕作をするといった形にする方が非常に能力も上がりますし、品質も向上するということでございます。そういう集積の質的な向上を図るための方策、あるいは一挙に営農組織まで基盤整備を契機として進めていこうと、こういうことでの施策を展開したいということが一つの柱でございます。

2番目の柱、農地・農業用水、これも今まで何回となく触れておりますが、これからはむしろ、新しくつくっていくというよりも、既に再建築費ベースで25兆円のストックがございます。40万キロにわたる水路も既に整備をされておりますので、こういったものをいかに良好な状態で維持管理をしていくかということが非常に重要になってくるということで、そういうもののへのシフトというものが、まず大きな柱になろうと思います。

それから、こういった施設を入り口から出口まで一貫して管理していくと。基幹的な部分は国なり県、あるいはだんだん規模が小さくなりまして市町村といった形になるわけですけれども、その間にあります地域の農地・農業用水、ここをどう組織立てて守っていくかという、あるいは仕組みとして守っていくかということが必要なわけでございます。

それから中山間、これは条件不利地ということですが、より立地条件に応じた保全整備ということで、これはまた後で説明しますが、やはり地形に合った施工でありますとか、あるいは地域の人に参加をしてもらってやる直営施工とか、そういうものをより多用することによって、保全整備を進めていこうということも考えております。あと昨今非常に災害が多くなっておりますが、農地防災対策、これも新たな状況に応じた機動的な対応が必要であろうということでございます。

3番目の柱は、自然環境保全等を重視した施策ということですが、これは単に保全だけではなくて、先ほど言いましたように、むしろ地域を環境も含めて、あるい

はその地域のいろいろな伝統的なものも生かしながら地域全体を整備していくということ、そういうものをしなくてはいけないと思っております。

農業用水につきましては、単に農産物の生産だけではなくて、例えば畜産等の営農、防火あるいは地域の環境維持といったものでも重要な役割を果たしておりますので、そういった多様な機能を発揮させなければいけませんし、また最近は、小水力発電といったようなこともあります。これは農事電力の節減にもつながりますので、そういった取り組みも有効活用という観点からやらなくてはいけないということです。

一貫したテーマですが、効率性、4番目の柱でございます。これはこの事業始まる前の事前評価、それから事業始まった後の定期的な再評価、事業完了の事後評価と、この3つを行っておりますが、それぞれの手法をできるだけより改善しまして充実を図り、またそのフィードバックを図っていくということが大事だと思っております。

コスト削減、これも単に工事の部分だけではなくて、設計、調達、全分野で図っていくということ。

それから地域、地方の自主性、裁量性ということでは、直営施工、地域住民による施工といったようなものも十分活用していかなくてはいけないと思っております。

こういった1から4の中で土地改良制度について見直すべき点があれば見直していきたいということでございます。

若干、敷衍をさせていただきますが、4ページ以下でございます。

農業構造の改革を進めるための基盤整備の促進ということで、基盤整備を契機として飛躍的に増大いたします。問題は左側の下のグラフにありますとおり、問題点の一番高いのは、やっぱり農地が分散をしているということでございます。いかにまとまった形で集積をしていくかということで、集団化、連担化というものを図らなくてはいけないということ。

それから、もちろん土地という物的なものもありますが、あと人に着目しなければならないだろうということで、まさに担い手をいかにこの基盤整備を契機に確保

していくかということで、集落営農を組織化しますとか、農業サービス事業体の参入促進、あるいは特区制度を活用しまして、一般企業がほ場整備も併せてやっていくといったようなこともできないか、検討したいと思っているところでございます。

5ページですが、今、新たな米づくりの中で、担い手の育成なり産地づくりということで、地域がそれぞれ工夫を凝らして取り組まなくてはいけないということになっております。そのためには、ここの左側にA、B、Cと書いてありますが、食の安全・安心、あるいはブランド化に対応した産地づくりなり、マーケット戦略をしなくてはいけない、あるいは地域の実情に即して、一律的な担い手ではなくて、いろいろな形態があると思いますが、そういったものを育成しなければならない、あるいは生産調整をいかに円滑にするか、品質をいかに向上させるか、こういったものをしなくてはいけないし、Cの一番最後にありますように、むしろ水田にこだわらないで、水田を畠地化して本格的に取り組むべきではないかといった動きもあるわけですので、それに対応して進めていくということでございます。

それから畠地整備で一言申し上げたいんですが、なかなか畠地整備というのは、末端まで受益を発現するまでにはいろいろ段階がありますので、むしろ早期に効果発現という意味では、給水スタンド的な、すぐ皆さんができるように、畠地の場合は水田のように常時水を流さなくてもいいので、そういう手法もありますので、そういった段階的な整備ということも心がけたいなと思っているところでございます。

6ページでございます。

農地・農業用水等を適切に更新・保全するための施策の展開ということで、これはこれまでいろいろしておりますが、まさに老朽化した施設もございます、機能低下もございます。そういうストックをいかに合理的にマネジメントしていくかということで、予防的な保全政策もしなくてはいけない、そういうことで長寿命化も図ったり、あるいは全くやりかえるというのではなくて効率的に、例えば管の内側をきれいに内張りをすることによって低コストで、かつ早期に機能を回復するといったようなことも、いろいろ工夫をしながら、このストックの良好な維持保全に努めていかなければならぬと思っております。

それから、基幹水利施設から地域の農地・農業用水までの一貫した保全管理施策ということで、上の方の流れ図をご覧いただきたいと思います。ダムなり、河川の頭首工から水を取りまして、それを農業用水路を通って、さらに細かく枝分かれをして農地へ届く。農地から使った水は、また排水路等を通りまして、だんだん大きくなりまして、最後は自然流下もありますが、河川との高低差があるようなところは、排水機場というポンプを使って排水をするといった仕組みになっておりまして、この太いところは国とか県とか管理をしますが、まさにこの中間の地域や農地とか枝分かれした毛細血管的なところをどう守っていくかというのが非常に重要なテーマでありますと、資源保全の検討でありますとか、管理施設の体制のあり方とか、こう議論しているのは、まさにここが今問題になってきているということでございます。

それから、中山間の立地条件に応じた整備ということは、この四角の一番上の中には書いてある立地条件に応じた整備水準の弾力化、これが非常に大事でありますと、低コスト化に配慮することだと思います。

具体的にはどういうことをするかといいますと、8ページの右下の矢印の下に書いてある「立地条件に応じた整備水準の弾力化」ということですが、例えば切り盛り土量を抑制するような等高線に沿ったような事業計画を立てるとか、あるいは農家・住民参加の直営施工を導入するといったことをやりながら、やっていきたいということです。

9ページでございます。

農地防災対策ということ、今年は非常に台風も接近しました。また、大地震もあったわけでございます。そういうことで非常に地すべりあるいは農地等の被害もうございます。特に昨今の課題としては、この地球温暖化の影響もあるかと思いますが、非常に時間雨量が50ミリを超えるような降雨というのは、左側の棒グラフでございます。ため池等、従来はこういうものを想定していないということがありまして、こういった新たな気象の変化にも対応できるように、予防的にいかにそういった危険度の高いところからやっていくかといったことも非常に重要になってきているということで、新たな視点での新たな状況に応じた防災対策をやっていく

ということが重要になってきております。

10 ページ、環境保全ということでございます。

これはまさに保全だけではなくて形成ということで、そしてかつ農業生産基盤整備をする場合には、右の一番上の施策の方向でございます。農村の環境保全計画の充実ということで、最近は、田園環境整備マスターplanを義務づけるということにしております。これによって、やはりその地域の環境をいかに全体として考えていくかというマスターplanをつくっていただいて、その中で私どもの事業をいかに実施していくかという観点を義務づけているということでございます。それが充実すれば充実するほど、すばらしい地域づくりにつながるだろうと思っております。それが1点でございます。

11 ページは農業用水の関係で、農業用水も、単に農業生産だけでなく、多様な行政ニーズが出てきております。課題のところにも書いてありますが、畜産等の営農用水、環境用水、防火用水、こういったものにも使われるということ、こういう合理的な利用をしていかなくてはいけない。それから最近はダム等はおいそれとつくれませんので、水源開発ということが困難になっておりますので、農業用水を有効に活用していくことの必要性も飛躍的に高まっているということでございます。

また、エネルギー問題もありまして、農業用水、ちょっとした高低差を利用することで、電力発電ということも可能ですので、もう既に地域に何十カ所とその実例が出てきていますが、こういった取り組みも強力に進めていきたいということでございます。

12 ページが「効率性に配慮した事業の実施」ということで、先ほど言いましたように、事業評価も3段階、事前、期中、それから事後といったことでやっております。その手法も、従来の単にチェックリストの○×的なものから、多段階に、よりきめ細かく評価をするとか、それからなかなか経済価値に測定できないような価値効果も、例えば多面的機能なんかでは果たしているわけですが、そういうものをいかに定量的に分析できないかといったようなことも、改善を加えていきたいということにしておりますし、また透明性を高めるといったことで、こういった評価結果

を蓄積し、かつ公表していくと。そして皆さんがあれをすぐわかりやすい形で公表の仕方も考えていくといったことを考えたいと思っております。

それからコスト縮減の取り組みもそこに書いてあるとおりですが、民間活力ということ、それから設計段階から調達段階まで含めましてやっていくということ。それから工期が長引くということで、いろいろな社会情勢が変化することで問題も生じてまいりますので、できるだけ工期を短くし、かつ工期を守っていくということも非常に重要だということでございます。

それから地方分権の流れで、地方の自主性、裁量性を拡大するということで、統合補助金化をしますし、交付金化もします。それから例えば下水道、集落排水といったもの、あるいは農道あるいは海岸の整備、そういうものは関係省庁が連携をして事業の末端地区での予算の流用も、その地域の裁量でできるような連携をしたいということで、補助金改革を取り組んでいるところでございます。

あと、土地改良の制度につきましては、今申し上げましたことで、やはり土地改良自体も担い手の農業経営を助長するような仕組み、あるいはやはり新設から更新へシフトしなくてはいけないということで、その更新なり保全管理をより効率的に、また迅速にできるような仕組み、そういうものをビルトインできないかと、この中に入れることができないといったようなことでの検討をしなければならないと考えているところでございます。

ちょっと長くなりますが、資料の3-2でございます。この中に説明したい点がありますので、もうちょっとお時間をいただきます。

まず、下にページ数として参考1と打ってあるところでございます。

農業・農村生産基盤整備事業の手続、この農家の申請なり同意を前提にしているというフローチャート、それから都道府県、市町村の意向を聞くようになっているということ。それから役割分担としまして、基幹的なものは国営、そして支線的なものは県営、そして末端は団体営としまして市町村なり土地改良区が実施するものと、こういった役割分担でやっております。

2ページですが、公共予算と位置づけられているわけですが、現在ではかなりこの額が減少してございます。ピーク時は1兆2,000億円余りましたが、現在は

8,000 億円ちょっとというところまで来ておりまして、ピーク時に比べますと 3割減でございます。

こういった総額減少の中で、やはり緊急を要するものにシフトするということで、農業生産基盤の方にシフトしているというのが右側の部分でございます。

それから参考3、農業の構造改革の加速化ということで、基盤整備が非常に重要なことを先ほど申し上げましたが、数字で申し上げたいということでございます。水田の整備状況は、この左の上のグラフで、左側の方は、非常に米の生産が大きいところでございます。例えば新潟なんかは非常に大きいんですが、整備率から見ますと非常に低いと。宮城も5番目になりますが、これも平均より低いと、また岩手なんかも平均より低いというのは見てとれると思います。こういうふうに米どころといえども整備水準はまだ非常にばらつきがございます。

右側をご覧いただきますと、農地を担い手に集積しようとしているんですが、この基盤整備で実現した部分というのは、全体のうちの4割がこの基盤整備を契機に進んでいるということでございます。これは私どもの国が自給率なり農業構造改善を進めていくという意味では、非常に重要な政策ツールとなっているところでございます。

ちょっと余談になりますが、これが実はいわゆる今の三位一体の地方6団体のリストアップの一つになっておりまして、我々としては、これは非常に不可欠のものであって、非常に懸念をしているところでございます。

参考4は、畠地の関係でございます。説明は省略させていただきます。

参考5をご説明させていただきたいと思います。

ほ場整備で、今言いました担い手の集積のほかにどういう効果があるのかということで、整備が完了した地区の調査によりますと、まず左上、担い手の規模拡大は事業前の4ヘクタールから8.7ヘクタールということで2.2倍に拡大をしてございます。それから右へ行きまして、労働時間も51時間が21時間ということで、担い手の労働時間は6割縮減をします。それから水田の汎用化、排水対策をやりまして、転作を円滑にするという意味での麦・大豆の作付率、これも平均事業前よりも9ポイント増加をするということで、いろいろな意味で効果を上げております。

特にご注目をいただきたいのは、右下の耕作放棄地に対する基盤整備の意味づけでございます。ほ場整備が完了した地区の発生率というのは、全国平均に比べまして 10 分の 1 以下になっておりまして、ほ場整備をして使いやすくすることが耕作放棄の防止につながっているということでございます。この点については、また後ほど触れたいと思います。

次から 6 ページ、7 ページ、8 ページというのは、先ほども文章のところで触れましたけれども、ほ場整備を契機として、集落営農等が飛躍的に増えているということがございまして、その事例をお示ししております。

参考 6 は、特定農業法人で、実に 8 割以上がこの特定農業法人に集積をしたと。

参考 7 は、ほ場整備を契機として集落営農、地区の農家 54 戸中 51 戸が参加をして集落営農が成立したという事例でございます。

参考 8 ですが、特にこのほ場整備を契機として生産組織をつくりまして、転作を大規模化するというブロックローテーション、これは豆科ですので地力の醸成にも資するわけですが、こういう取り組みが円滑にできるようになったということがございます。

参考 10、ちょっと農地の関係でご説明をしたいと思います。

この右下の表をご覧いただきたいと思います。これまでのご議論で、農地が趨勢を見まして、今の 474 万ヘクタールがさらに減ってしまうという趨勢を既にお示しをしておりますが、そのときに農地総量をどうするのかというご議論があるわけでございます。ただ、これは今農地の造成というのはなかなかできないわけであります、事実上やめております。

そうなりますと、どういうことをやらなくてはいけないかというのは、この右下の表をご覧いただきたいと思うんですが、耕地面積 474 万ヘクタール、これは平成 15 年の数字ですが、その外側に耕作放棄地というのが 34 万ヘクタールあるわけです。これは耕作者が持っている 21 万ヘクタールと不在地主の分を合わせた数字であります 34 万ヘクタール。それから 474 万ヘクタールのうちの、内数としての不作付地、短期間の不作付地ということですが、これが 28 万ヘクタールございます。ですから、この 28 万と 34 万を足しますと、実に 60 万ヘクタールというもの

が遊んでいるということとして、ここの耕作放棄地なり不作付地対策をいかに効率的に進めるかということが、農地総量の確保には極めて大きな意味を持つということをご理解いただきたいと思っております。

参考 11 は、農用地面積、農用地区域内の農地の面積と転用の関係、それから参考 9 は、ほ場整備を契機とした環境保全の取り組み、それから参考 12 は、先ほど言いました 25 兆円とか 40 万キロといったものでございます。

参考 13 は、先ほど言いました田園環境整備マスターplanをどういうふうに活用しているかというイメージ。

14 ページ、地域資源を活用した、これは保守を合わせます。

参考 15 も少しご説明をさせていただきたいと思いますが、自然再生法もできまして、自然をうまく農業的な利用と調整をしながら確保していくということで、これはサロベツの例でございますが、サロベツ湿地というのは、ちょっと農地の方よりも高度が高くて、だんだん水がなくなって、湿原が後退をしているという状況がございます。一方、農地の方は低いものですから、農地が水に浸かりがちであるということがありまして、この排水路を整備いたしまして、湿原の水がなかなか減らないような、水位を維持するような工法にするととも、また農地の水が湿原の方へきれいに浄化していくようなシステムをしていくとか、そういう工夫をすることによって、サロベツ湿地の再生を図っていこうと、こういう取り組みも環境省などとも連携をしながらやっているという事例としてご紹介したいと思います。

16 ページは、事業評価の細かい話ですし、総合的なコスト削減として参考 17 を挙げておりますので、これはご覧いただきたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○生源寺部会長 　ありがとうございました。

それでは、意見交換を行いたいと思います。

どうぞ、杉本委員。

○杉本臨時委員 　何点か申し上げたいので、しばらく時間をいただきたいと思います。

最初に、参考資料の中に福井県池田町という町が紹介されていないのが残念だなと思ったということでございます。私が聞いていますには、かなり頼もしい、おもしろい町だというふうに聞いていますので、ぜひともご認識をいただいて、ご紹介あつたら良かったかなと思っております。

それでは入らせていただきたいと思いますが、今ほどもお話がございましたが、何回も我々企画部会でいろいろな方針とか方向を積み重ねてきておりますけれども、立派なものが出来上がりましても、一体、誰が、あるいは誰と誰がこれをやつていくのかということになります。農水省の皆さんというよりかは、今日は政務官もいらっしゃいますし、副大臣はもうお帰りになりましたけれども、国会議員の先生方に申し上げたいのは、私が言うには立場上おかしいのかもしれません、三位一体の改革、大変私としてはつらいものがございまして、県の知事さん方はまだいいのかもしれません、末端の現場で農山村を振興したいと思っている現場の町村では、いくら交付金と言われましても、とても太刀打ちができません。

国におかれましては、財務省の方もこの三位一体の改革は、国の財政再建みたいな形の中で、交付税問題のことばかりが言われたり、地方は無駄遣いをしているというようなことばかり言われ、確実なものを全然見ていただかないで、ものを削ればいい、地方に銭をやらなければいいみたいな議論が進むのは、大変私としては危機を感じておりますし、不安も感じています。実態とはかなり合っていないものをご覧になって、改革案が進められているというのは、大変私としては残念に思います。

山を守り、あるいは田畠も守るために用排水なんかも整備をしたり維持管理をしたり、あるいは土地区画をきちんとしていこうと思いましたら、今の改革が確実に進みますと、我々は手の打ちようがございませんので、山も荒れ、あるいは用排水路、あるいは農地、このようなものは一気に崩壊することは間違いないのではないかと思っております。

私いたしましては、改革を否定したり、反対するような気持ちはさらさらございませんけれども、やはり国や地方あるいは国民の役割分担はどこにあるのか、あるいはこれまで進めてきた事業の成果、評価はどうなっているのかということを、

もう少し時間をかけていただいて、見ていただいて、単なる数字合わせではない改革というのはどうなのかという国の形、あるいは農山村、都市があっての日本の形というものを、もう少し国民の前に議論ができる、説明責任を果たせるような改革を進めていただくようにお願いをしなければ、この基本的な方針など絵に描いた餅というか、消えてなくなるというか、農家のためにもなりませんで、この改革、十分ご議論をいただいて、拙速な形にならないような対応をぜひお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、バイオマスの関係についてですけれども、今、各地でこういったことの取り組みが始まろうとしていますし、始まっていると思っております。そうなりますと、いろいろなものを整備していきますのに、新しいもの、新しいものを建てればいいというものではなくて、既存の装置に何かを加える、あるいは既存なラインに加えるというようなことで堆肥化が進んだり、バイオマス活用に寄与できたりというようなところが多々ございますので、新しい施設ばかり支援をするという効果よりかは、既存のものに何かをつける、何かをはめ込めばできるというようなことについても、見てやるということが、先ほど来からも言われているように、地方の自主性、創意工夫にエネルギーを注入してやるということになるのではないかと思いますので、その点、ぜひそういった方向でも検討をいただきたいと思っております。

それから農村の振興等についてはこの資料のとおりというか、ご指摘をいただいている点もあれば、我々自治体としても大きく反省をしなければならない過去の経緯もあります。事業を獲得するためのソフトづくりであって、要するに事業や建物、箱物みたいなものが出来上がれば、それで済んでしまって、本来進めなければならないようなソフトの計画というか、目標というものをあきらめてしまうということから、施設とか事業をうまく活用して、構造をつくり上げていくような取り組みに、なかなかなっていなかったというのは、我々は大きく反省をしなければならないし、これからはそのようなことをしていたのでは始まらないと思っております。

では、今後、振興していくにはどうかということになりますと、やはりここにも書いてありますけれども、人材というか、デザインしたり、プランニングしたり、

あるいはプロデュースできる人材を、地元である程度養成しなければならないのではないかと私は思っております。

なぜこのようなことを申し上げるかというと、私の視点では、今、全国すべてとは言いませんけれども、かなりのパーセントで、私はソフトの金太郎飴化が全国の農村で起こっていやしないだろうかと思っております。日本固有の地域個性というのが、何か見られなく、また、その視点が欠け始めてきて、どこを切っても金太郎飴みたいな話で、どこもソフトは同じようなことをすればいいということになってると思うんですね。

それはなかなか農村の方でデザインとか、プランニングをしたりするような高度な技術はありませんから、どうしても都会のデザイナーとか、そういう方に頼んでしまうということになりますと、差し障りがあるかもしれません、いろいろな事例を持ち寄ってきて、売れるものづくりをされてしまう。売るものづくりではない、地域の個性はこうだと、ここの産物はこうなんだということにデザインを加えるのではなくて、こういうものが売れている、あるいはワインブームだからワインをつくればいい。その中でワインはブドウだけれども、例えば何々ワインをつくればいいんだというような形のものに入ってしまって、それに投資をする。土着な根っこがないものですから、ほにやほにやとしか売れなくなるみたいな。そういう売れるものづくりはさせられるけれども、売るものづくりということになってこない、そういう状況だと私は思うんですね。

でも、今、農村の中では青年達が、地元のまちの、要するに地元をもっと分析をしよう、もっと分解をして農業あるいは農産物づくり、あるいはまちづくりというものを検討しようということで、地域学というような言葉もありますけれども、ガセでない、輸入品でないものをつくる、それにはまず勉強しようではないか。そして地域の個性をきちんと分析、検証、組み立てることの勉強をしたい、そして今言うデザインとかというものも取り入れていく勉強の場をつくろうではないかという機運が、今、起こってきています。NPOを設立して、いろいろなものを出し合ってということになっているんですね。

やはり、今まで農村振興というものはハード的なものをつくる、あるいは補助事

業をつくって、それで何かをつくらせるみたいな牽引型みたいなところがあったのではないかと思いますが、今、確実に農村では、新たなまちづくり運動みたいなものが起こっています。そのためにはゼロから、1からもう一回勉強しようという自分塾みたいな、そういう動きがありますので、そういうことにつきましても支援をしてやってほしいのです。確かにこれは消えてなくなってしまうような、成果が一日にしてならずとは思いますけれども、そういう者達がやろうすることについての、自分学塾みたいな、そういうことについても、農村の教育、あるいは食育といったものといろいろな絡みが出てくる可能性もあるので、支援ということもぜひご検討いただきたいと思います。

それからグリーン・ツーリズムの話も出ましたけれども、グリーン・ツーリズムというのは、確かに私は農山漁村の振興策の唯一というか、青い鳥だと私も思っておりまして、精いっぱい進めるべきだし、都市と農村の対流だとかという言葉もありますけれども、そういった関係があってこそ、都市も豊かに、あるいは農山漁村も豊かさの享受の中に入っていくのではないかと思います。これからのグリーン・ツーリズムというものは、真剣に、ガセでない、本物を提案できる農村づくりをしなければいけないなと思っております。

これを進めますのは、農水省だけではできないわけでございまして、我が町なんかも少しやりますけれども、やはり旅館業法だとか、あるいは消防法だとか、あるいは食品衛生法とか、こういったものはやはりやりやすいというんでしょうか、あまり過度にならないように、整合性を図りながら規制緩和というんでしょうか、ご検討いただきたいと思います。このグリーン・ツーリズム、大変ミスマッチも多い。農村側もお客様扱いみたいに、都会の人達をおだて上げればいい。あるいは都会から見える方は、農村へ行くんだから安からう、貧しかろうみたいな、そういった関係になっていて、双方が双方の価値を確認し合う、いわゆる本当の意味での対流事業になっているかというと、大変疑問も多いのです。多く都会から見えるわけでもないので、私としては、国民長期休暇法みたいなものを設けて、田舎へ行けというわけではありませんが、農山漁村というのを、きっちり都会に住む皆さんも感じとって、そして自分づくりみたいなものに寄与しなさいと、そういう素材が農山

漁村にはあるんだというような言い回しをぜひ進めていただきたい。働き過ぎの日本人らしいですから、そういう方面もご検討をいただきたいと思っております。

それから景観等につきましても、いろいろ景観のことなんかも考えて取り組んでいる市町村がいっぱいあります。これは無理だろとおっしゃるのかもしれませんが、我が町でもしたんですが、うちは杉の産地ですから、橋を架けるときに欄干を杉でやりたいという申し込みをしましたら、危ないから駄目だと。車とか人が落ちてしまうから駄目だと言われたんですね。いや、どうしてもこれは杉を使いたいと思いましたら、鉄に木をまつえと言うんですね。そんなのひどく高くなってしまいます。木の方が安いんです。歩道がついていますから、そんな車は飛んでいたりしないですし、橋を飛び越えて落ちるような乱暴な運転はよほどの人なんですね。だから、そういう道路交通法なのか何かわかりませんけれども、そういったものについては、やればいいというふうにしていただくと、コストも安く済むし、景観も良くなるのです。

そしてまた道路標識がありますね、40キロとか追越し禁止だとかいうのがありますでしょう。それについても、うちは間伐材でやってくれよと言ったんですね。間伐材ならいくらでも出てきますから。それも危ないというんです。車が当たると折れた方がいいと思いませんか。ゴコンと止まるより、ボキンと折れて田んぼに落ちた方が、私はいいのではないかと思いますけれども、それは折れるから危ないというんです。わからぬなと思いましたけれども、それも駄目でした。

ガードレールも木でしてくれよと言ったんです。それも車が危ないと言うんです。そんなガードレール飛び越えて行くような運転の方が悪いと私は思うんですね。そういうことについてもご検討いただいて、今、間伐材とか山のものが本当に売れなくて大変な思いをしているので、丸太ん棒でガードレールはいくらでもできるわけなんですから、そういうものにしていただければコストも下がるし、景観もいいのではないかと思っておりますので、ぜひこういったことについてもご検討いただきたいと思います。

あと2つで終わります。

あと1つは、あまり褒められた話ではないんですけども、農業協同組合も森林

組合も、広域合併だとか、いろいろなことをやっています。それは経営を立て直したり、経営をより良くするために検討しているんでしょうけれども、弱いものと弱いものが合併したって意味ないだろうと思いますけれども、農林協同組合という道も開けないのかと。農水省の人達は嫌がるそうなんですね、これを言うと。

我が町みたいなものは、森林組合員も農協の組合員も町民もすべてイコールみたいなところですから、もっと森林資源と農業資源というのを一体化して、そして農協の資源をうまく活用して、もっと有効に事業展開とかというものをできないかというのが、私の考えなんですけれども。弱いものと弱いもの、赤字と赤字がひついたって赤字なんですから、良くないんですけれども。そういった農林協同組合というのに取り組める道も、規制緩和の時代なんですし、地方分権だとか、地域の個性を動かせというと、そういうこともおもしろいのではないかと思っております。

それから最後に1点ですが、今もここにも書いてありますけれども、省庁連携とかいうことがございまして、環境税の導入とかという話が出ております。我々は昔というか今もなんですけれども、森林交付税の創設とか、そういったことを随分前から取り組んでおりますが、なかなか聞いてもらえない。やはり京都議定書が発効するということになって、6%削減のうちの3.9%は森林にというようなお話もあります。

そういう中で、やっぱり農山村が果たしていく役割が大きいということになれば、大変難しい議論だと思いますけれども、今までの議論の中でも農村が果たしている役割、あるいは山村、あるいは農業が果たしてきた役割は、重要な力とお認めをいただいているので、そういった議論もぜひこれから日本のあり方の中では議論を進めていただくべきものではないかと思っておりまして、付け加えていただけるならありがたいなと思うということでございます。大変長く、いろいろなことを申し上げましたけれども、ご検討いただきたい。

以上です。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、森本委員どうぞ。

○森本専門委員 最初に、若干私の心配事から始めたいと思いますが、今日の議題を見まして、本当に今日の議題が3時間程度の企画部会で審議する内容なのかなと。農村で農業を営む者として、すごく不信感を持っております。

というのが、企画部会に出ておりまして、議論をどれだけ深くするかではなくて、何となく企画部会で審議したことの事実が、そこが重要性を持っているのではないかなと、そういうふうに二十何回企画部会に出ていまして、近ごろそういう気持ちがすごくしているわけでございます。これは座長に対して若干苦言になるかもしれませんけれども、一言だけ言わせていただければと思っております。

それと本題に入らせていただきますが、農村振興に関しましても、私は資料の5ページの基本方向あたりを見ていきますと、本当に良くできてるなど。逆に、こういうふうにこんなにいっぱい書いてあることが全部実現したらすごいなと、本当に関心しながらも見ていましたわけでございます。

ただ、昨日も事前説明会の中で、私1人でも1時間半から2時間かかったわけですね。それでも要所要所でいきながら2時間程度かかりました。

その中でいろいろなことを話したわけでございますが、私は1つ、今一番心配しているのは、この農村振興局の説明と、経営局の進めている担い手政策というの、本当に進むべき方向が一緒なのかなという気がしております。というのが、WTOの黄色の政策から考えていきますと、やはりこれから先、担い手を絞り込みながら、その地域に集落営農なり担い手なりをつくり、そこにお金を出しながら地域を守る、農地を守るというのが基本ではあると思っております。

しかし、私は地元で農業をやりながら、一つ心配しているのは、10年後、20年後に後ろを振り向いたときに、土地利用型農業をやっている自分達は残っていた。しかし、本来自分の周りにいた若い奴が誰もいなくなっていたと、気づいたら村はなくなっていたと、私はそういうことがあり得るんではないかということは、この企画部会でも1度、2度しゃべった覚えがあるんです。

だから逆に言えば、担い手に絞りながらやっていくことの必要性は重々わかっていますが、その恐ろしさも私はわかっているんです。だからそうなってくると、農村を本当に振興していく上において、やはり今やろうとしている担い手政策が、必

ずしも私はマッチしていないのではないか。そういうふうに考えているのは私だけではないと思っています。

だからこそ、逆に言えばこの5ページの一番右の「農村外の人材の活用」とか「地域資源の活用」「農村内の人材の活用」、私はこれを見ながら、これは私が思っている基本と一緒にだなと思いながら見ていました。私もなぜ農村がこれだけ衰退したかというと、これは持論なんですが、世襲制の問題だと思っているんですね。やはり農家に生まれた子供が農家を継ぐという、そういう形をずっと延々やってきて、やはりこれが一つの今の現状を築いているんじゃないかなという気持ちも持っていましたので、やはりこういった中で集落営農あたりが進んでいけば、私はやっぱり農村というのは守られていくんではないかなという気持ちは持っております。

ただ、何度も言いますが、経営局のやっていることが間違っているとは、私は当然言いません。しかしながら、本当に進むべき方向が同じ方向に進むのかなと、これに関しては若干の危惧をしております。

それと土地改良事業に関してですが、土地改良事業は、私、やはり地元でやっておりまして、土地改良事業の大切さというのはつくづくわかっております。資料3-2あたりを見ていただきますと、やはり土地基盤整備の進んでいるところが、富山県にしろ、滋賀県にしろ、福井県にしろ、やっぱり集落営農が進んでいる地区なんですね。だから、やっぱり集落営農を進めるのに土地改良事業というのはすごく大事な部分を占めているというのは、この資料を見ていただいてもわかります。

ただ、一つ心配なのは、集落営農とかで法人化をしていきますと、法人化したところが採算をとらなくてはいけません。そうなってくると小作料を安く設定したり、やはり受託料を高く設定したりしていくんですね。そうなってくると、基盤整備事業の償還金を払えない農家が多数出てきていると思うんです。

今、基盤整備事業でもおそらく管理費とか償還金を合わせますと、大体10アール当たり2万円程度の平均だと思うんですが、今、小作料が1万円いかないところも相当あるんです。そうなってくると、農家は基盤整備には協力した。しかし高齢化して自分はできないから法人に預けた。しかし、法人からいただけるお金は1万円。基盤整備に払うお金は2万円。何のためにやっているんだという、そういった

流れも出てくると思います。だから、私はここで国がなすべきことは、そういうところではないかなという気もするんですね。

それと参考5です。こここのところで「ほ場整備完了地区における耕作放棄地の現状」というのが出ておりますが、やはり土地改良事業をやったところの耕作放棄地は、すごく少ないです。これを見てみれば、やっぱり土地改良の大事さとかいうのは、当然わかってくると思うんですね。しかし、やはり今も言いましたように、本当に高齢化した農家が、本当にこれから先協力していくのか。そういうものを考えますと、それもちょっと怖いなという気もしております。

それと参考7。この前、やはり農水省の政策評価会で、ちょっとこの地区を見に行つたんですが、私のイメージというか、今まで見たいろいろな集落営農のビジョンの中で見て、この田内というのが、私の持っている集落営農ビジョンと一番マッチするものがありました。これは感想でございます。

以上、私の心配と問題提起でございます。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、村田委員、安高委員、中村委員、豊田委員の順番でお願いします。

○村田専門委員　　農村振興の問題で、地域の自主性や裁量の拡大を打ち出しております。そのことは大変評価したいと思っています。日本農業を表すキーワードというのは、この資料にもたくさんありますけれども、過疎化、高齢化、混住化、それに耕作放棄でしょうかね。そういう意味では、中山間地域というのは、日本農業を先取りする縮図というか、そういうところだと思うんですね。

それで、現在、中山間地域等直接支払制度というのができる、傾斜地について生産の条件が悪いところの補てんということで、最大10アール、2万1,000円という直接支払が行われている。そのお金は、使い道が自由で、農家個人に支払われるわけですけれども、半分は集落の共同活動に使えということです。あと耕作放棄地を出さないことという条件がついているわけですね。その結果、先ほどご説明ありましたけれども、地域内、集落内で話し合いが行われている。それから地域の再発

見がある、それから自主的な取り組みが増えたというようなことが言われています。さらに、機械を共同購入したり、棚田を整備したり、農家レストランをつくったり、あるいは伝統的なお祭りを復活させるとかさまざまなんですね、使途自由なものですから。

中山間の置かれている状況は、抽象的に言えば過疎化、高齢化、混住化なのかもしれないけれども、個別にはさまざまなんですね。それを地域を農村地域、そういう中山間地域をどう振興したらいいのか、どういう政策メニューが必要かということは、地域が一番わかっていて、その地域がまさに自主的に考えて実施しているわけです。

中山間地域直接支払というのは、国や市町村が関与せずに集落が勝手にどう使ってもいいという、そういう性格の補助金だからこそ、集落は自由に使っているわけなんです。そういう性格の補助金に対して、ばらまきだという批判があります。ある意味ではばらまきといえます。使途を決めないんですから、どう使っても構わないわけで、極端に言うと飲み食いに使っても構わないわけですね、別に違法でも何でもない。だけど、このばらまきという表現は、僕に言わせると、上からというか、中央から見た発想というか、言葉だと思うんですね。ばらまきの補助金というのは、下からというか、地域から見ると、これは自由度の高い補助金と言えると思うんですね。

そういう意味で、中山間地域等直接支払制度というのは、結果的にはそういう未来型というか、先進型の補助金だと思うんですね。決してばらまきの補助金ではない。使い方はいろいろだけれども、その地域が一番必要なことに使っている。農家レストランという箱物をつくるという地域もあるかもしれないし、そうではなくて伝統的なお祭りのための費用として使っているところもあるかもしれない。物は残らない。しかし、地域の振興には役立つならいいと思う。先ほど農村振興局長から、17年度から新たな直接支払を考えているというお話をありましたけれども、それはどういう形で存続するのかということをお教えいただければありがたいということが一つ。

その関連で、こういう中山間地域を対象とした直接支払制度を、中山間に限らず、

平地農業地域でもやつたら有効なんじゃないかと思うんですね。それは中山間というのは条件不利ということですから、平野部には条件が不利なのではないので、同じ仕組みというわけにはいかないかもしれないけれども、農村はその地域資源を保全し、活用しているという役割を担っているわけなので、そういうところに着目して、集落を対象とした自由度の高い補助金、今はやりの何とかづくり交付金ということで言えば、地域資源を守るための交付金みたいな、使途自由な直接支払制度です。ただ地域資源を守りなさいよという制限は設けていいと思うんですけれども。国や県から細かな使い道を指図しない自由度の高い補助金というのを、平地農業地域においてもやつたら有効なのではないかと思います。ほかの箱物だとか、ハードの補助金の事業を減らして、予算を直接支払いに配分していったらいいのではないかと思うんですが、そのお考えについて教えていただければありがたいと思います。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、安高委員どうぞ。

○安高委員　　農村の振興ということで説明があったんですが、私は例えば農業において川とか農地とか、いろいろな部分で多面的機能があるということをずっと説明で聞いておりました。けれども、私は農村というところには、社会の中における、社会としての多面的な機能があるのではないかと思っております。

よくホタルやトンボがいる環境がいいよねと言われるんですが、日本という国にはホタルやトンボのように、農民が必要な社会ではないのかなと思います。そういう意味の農民がいる社会としての農村、これが大事なのではないのかなと思います。ただ、今日のご説明だとか、この政策が進行していったときに、農業という産業が存在する地域というものはあると思うんですが、農業をやっている、農業者という人が存在する社会、地域としての社会、これはもうなくなるのではないのだろうか。農業という産業が存在する地域であれば、これは農業という産業があればあるわけですからいいんです。けれども、そういう意味からして、農村という農業者が住む社会を残すのか、残さないのか。国家として必要ではないのか、どうなのか。これを考えるべきではないかと思っております。

例えば、今回農業政策を議論しておりますけれども、農業をどうするかというのは、国家のあり方、国家理念、国のビジョンというものの中から農業の位置づけが出てこなければならぬと思います。そういう意味で、大きな意味で農村社会といふものをどうしていきたいか。では、その農村の社会の中で、いかに生産性の高い農業をその農村の中にどうやって育てていくか。こういうふうにならなければ、産業としては非常に生産性の高い農業はできたけれども、社会全体として見たときに、生産性の悪い社会になってしまった。産業としてはコストがかからないけれども、社会としてはとてもコストのかかる社会になってしまった。こういうのはいろいろなところの例を見て思いつくところもあるうかと思うんです。

私、前回、農業者の担い手の基幹労働力が、1年間1,300時間働いて4ヶ月仕事をするチャンスがなくて、これを担い手として国が支援するんですかと申し上げました。私がそのとき最も言いたかったのは、米と稻作の生産性を上げれば、確かに労働時間は少なくなります。労働チャンスも少なくなります。経営体としての生産性を上げるためにには、仕事のない4ヶ月のところに、たとえ時間所得200円であっても、マイナスでなければ、遊んでいるときに働くチャンスを持ってくるということで、経営体全体の生産性は上がってくるんです。そういう意味からして、ただ、農業という産業の生産性だけを社会が追求していったときに、そのチャンスのない社会の別の部分で、光が当たらない部分で非常に生産性が落ちてくる、そういう社会を農業が率先して目指していいのかということを言いたいのです。

だから、担い手に政策を集中するといっても、ただ単品だけ、あるいは2つ3つの品目だけ集中していったときに、確かに作目の生産性は上がるけれども、経営体の生産性としては非常に疑問になってくる。ましてや社会における生産性がどうなっていくかというところに疑問を持っております。そういう意味で、先ほど森本委員がおっしゃいましたけれども、担い手集中あるいは直接支払で、私はそういう意味で社会としての村がなくなるのではないか。村がなくなるということを覚悟して、我々この審議会は、新しい政策を提案し、直接支払を提案し、それに同意するのですか。私は直接支払をやったときに、村が消えますよ。村がなくなるということは、我々の責任でこの場で審議したということになるのではないかと思っております。

私はずっと申し上げきました。はっきり申し上げますが、私はずっと一貫して直接支払には反対という気持ちを持っております。それは直接支払というのは、ただ経営体を甘やかすだけで経営力を弱めることにしかならない。しかもお金を直接渡すということは、どう見ても一時的な政策でしかない。100年も200年もやれる政策ではないと思っております。

そして今日、農業基盤の中では場整備という話が出ました。私はまさに、この部分に一つの可能性があるんじゃないかと思っています。ほ場整備は間違いなく、資料の中にもあるように、生産性が向上する政策なんです。しかも一時的ではありません。本当にほ場整備して1ヘクタールの規模の農地ができたら、100年でも200年でも1,000年でも、その生産性向上に寄与するんです。そして、これは長期的ですから、先ほど森本委員から出ましたけれども、基盤整備の償還ができない。当然です。今、減反入れたら10アール当たりで10万円切るかもしれない。もっと我々が想定している将来を見たときには、10アール当たりの生産額は5万円に落ちるかもしれません。その中でこの基盤整備の費用を経営体が負担するとなったら、それは経営というものを無視している経営なんですよ。だから、基盤整備で経営体に金を出させるということは、経営から遠いところに農業を導いていっているだけです。

だから、私は農地の基盤整備だけは国が全額やるべきだと思っております。ただ、機械とか建物、こういうものは経営体がきちんと自分で払うべきです。まあ、せいぜいするんなら、無利子の融資ぐらいのものでしょう。私はそこまで思っています。しかし、土地というものには、国が国の責任において整備していくって、その代わり農地制度をきちんとすべきです。規制を強化し、主権を制限することも必要かもしれません。農地というものは限られている面積です。そして農地の生産性を、基盤整備して基本的に生産性を上げていくことが、これが自給力の源です。自給力をきちんと維持するということが、将来にわたって自給率を保障することなんです。だから、本当には場整備こそ国がやる政策だと思っています。そこにこそお金をつぎ込むべきだと。

私は、そういうふうに農村というもののこれからの方、直接支払というもの

がどういう意味を持っているのか、そしてほ場整備ということを考えたときに、私は担い手を育てるということには賛成です。担い手の生産性を上げるということも非常に重要です。だったら、担い手の背景、担い手が存在し得る周囲にこそ、基盤整備というものも含めて、その担い手の周囲にこそお金をかけ、政策を集中していくべきだと思っております。そういう意味で、農村の振興、基盤整備、それに絡んで直接支払というものを改めて再度考え直していただきたいということをお願いして、私の発言は以上です。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、中村委員どうぞ。

○中村委員　　土地改良について費用の問題等もありましたが、1点だけ意見を言わせていただきたいと思います。

4ページにありますように、国民全体が農業・農村に持つ魅力を再認識しながら農村振興を考えていくことは重要なことだと思います。

そこで、5ページの振興のあり方、それから展開方向についても、非常に幅広く捉えておりましていいと思いますけれども、ただ、財政的な裏づけができるのかという心配が一方ではあります。そこで5ページで、先ほど川村局長からご説明がありましたが、私はやはり農村振興の目的は、儲かる農業経営をいかにつくるか、美しい農村をいかにつくるかということだろうと思います。それで、先ほどご説明があったときに、振興単位の話が基本方向の中で、集落機能のところでお話がございましたけれども、むしろ「施策展開にあたっての視点」のところに、単位の話ができないのかと思いお伺いしたいと思ったんです。

と、申しますのは、市町村合併で地域が広域化する中で、今まで独自に合併前にやってきた産地づくりや、あるいは後継者づくりや、あるいは農地の流動化や新規就農対策等の振興対策がいろいろ講じられてきたが、合併によってその継続が難しいと。特に大型化して都市政策の方が優先されて、独自の農政だとかむらづくりが埋没してしまうという懸念が非常に強いという意見が各地にあります。

それとまた、美しい農村づくりという点では、景観法の制定もありますし、農水

省も積極的にこれは取り入れていくということありますから、農地の多面的な利用ということで、市民農園や、クラインガルテンなどそういうことも含めて考えると土地利用調整も必要になろうと思います。そのときに政策の継続性の問題も併せて考えると、ある一定の単位というのが必要ではないかということを考えますと、この一定の振興地域をどうとっていくかという単位の問題が一つ問題になるかと思います。

それは現場の問題ではないかと言えば、そういうことかもしれません、特に合併でそういうことが埋没してしまうということも考えると、この施策の展開に当たっての視点の中に、担い手の問題も含めなんらかの施策が必要ではないかという気がします。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

それでは、豊田委員。

○豊田委員 今日はバイオマスのことがご報告ございましたので、それに関連してお手元にある参考資料に関連してお話しさせていただきたいと思います。

先ほど杉本委員から環境税の話もございましたが、これは欧州における農業の環境政策、東京農工大学の21世紀COEプログラムで、国際学術誌の特集編集をいたしましたので、12月に刊行される論文でございます。英文でございますが、9月の企画部会でご紹介したものの、より詳しい続編でございます。

簡単にちょっとご説明させていただきたいと思うんですが、ご承知のように欧州では環境税がかなり広範囲に入っておりまして、それをオランダの環境税と農業との関係ということで、グローバル化への対応、環境税と環境自主協定などの環境政策のパッケージの視点から、特に温室園芸業を分析したものでございます。

三、四点、触りの部分をご紹介したいと思います。

第1点は、欧州の環境税の経験では、税がある程度の高さがあるほどエネルギーの転換へのインセンティブも大きいと。しかし、それは同時に、好ましくない副作用もある。この副作用を取り除く措置をとっていくと、これが基本思想でございまして、特に減税などの優遇措置によって、国際競争力の低下を下支えする補完措置

がとられているというのが大きな特徴かと思います。

同時に、この優遇措置には地域の集中暖房システムは非課税にするとか、温室園芸に用いる天然ガスは非課税にするとか、先ほどございました水力、風力、太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーは非課税にするとか、こういった環境税と優遇措置という2つの政策を組み合わせて、その結果、バイオマス等を活用して、例えばさっきご報告ございました、農村で電気をつくるといったコーチェネレーション施設が増大しているのではないかと思われます。

現在、温室園芸業の25%が、この熱電併給コーチェネ施設を採用しておりますし、大体主要電力の40%が再生可能エネルギー発電に転換しているということで、こういった優遇措置によって、いわゆる化石燃料による既存の電力コストと比較しても、市場において経済的に競争できるようなバイオマス等の電力供給コストが可能となっているという、こここのところが大変大きな欧州の経験ではないかと思っております。

第2点は、特に温室園芸は、これはEU委員会の許可を必要とするんですけれども、政府から環境税の減免措置を受けるために、自主協定を政府と締結すると。二酸化炭素を削減する目標を設定いたしまして、その目標の達成度を客観的にモニターするという、非常にオープンな機能を持っております。それが実は、社会的には二酸化炭素を削減する基準点、ベースラインにもなってくるわけですね。

お手元の資料のFigure 2（図2）には、こういう環境税と協定というものがベースライン機能になって、排出権取引などの多様な手法を結びつける結び目といいますか、そういうものになっているという、今日の欧州の経験を図で示しております。特に、イギリス、オランダ等の複数の国々が温室園芸等エネルギー消費型の農業において、二酸化炭素削減のベースラインを協定いたしまして、目標を共有して排出権取引の国際市場を形成しております。

これがまた、投資や技術移転を可能とする共同実施や、途上国に環境技術の移転を進めるクリーン開発メカニズムを生み出す母体となるという、こういう農業にとっても非常に重要な政策のベースをつくっているということだと思います。

第3点に、以上まとめますと、農業部門における3つの要素、環境税、優遇措置、

自主協定ということ、それぞれの意味なんですが、まず環境税は多くの生産者に対して、二酸化炭素の排出を抑制することが、実は生産コストを削減して競争力を高めるということの、つまりソフトシグナルになっているということでございます。

第2の優遇措置は、農業の国際競争力を削ぐことなく、バイオマスの市場における比較評価を有利にする。つまりエコノミーの手法ということでございます。

それから協定は、こういった優遇措置の前提となる自主的努力でありまして、目標達成のモニター機能を発揮して、法令遵守のコンプライアンスを行う、いわばエシックスの効果を上げるものでございます。ですから、そういう意味では、エコロジー、エコノミー、エシックスの3つのEを包括するような政策パッケージだと思われます。

そういった点から、欧州の経験を日本のバイオマス・ニッポン総合戦略、今日ご紹介がございましたものと比較してみると、いくつかのレッスンが得られるのではないかと思います。

1つは、我が国のバイオマス政策、まだ始まったばかりですが、しかし、新技術システムの開発とか、地域の多様性を組み込んだ地域資源の循環システムという点では、非常に大きな一歩が踏み出されつつあるというように考えております。しかし、バイオマスの利活用が市場評価で有利化していくための経済的手段というのは、まだどうも整備されていない。こういった点で、この欧州の経験は一つのレッスンになると思われますし、これは国の環境税だけではなく、地方公共団体との取り組みとの関連でも、今後もっと深めていく必要があるのではないかと思います。

それに関連しまして、ちょっと今日ご報告がございましたバイオマスを活用した地域資源のリサイクルシステムについて、具体的にいくつか触れてみたいと思うんです。

11ページに多様なタイプがございますが、私は2つほどのタイプに、つまり物質循環型のバイオタウン構想と、エネルギー再生型のバイオタウン構想にタイプ化できるんじゃないかなというふうに思っております。前者は、バイオマスの転換プロセスにおきまして、好気性発酵といいますか、堆肥を生産するシステムがございますし、後者は嫌気性発酵といいますか、バイオガスをつくって、エネルギーをつく

って、かつ液肥を生産するという、こういったいくつかのタイプにもう少し分けて、このバイオマス利活用の普及をメニュー化していくということも必要になってくるのではないかなと思います。

それともう一つ、やはり熱エネルギーの、この最後の方に農村で電力をつくるという絵がございますが、その場合、バイオマスによって供給される電力コスト、売電価格の妥当な水準がどのくらいかなということでございます。1kwh いくらぐらいなのかという、その辺も、例えばドイツでは固定価格で、日本円で 10 円から 12 円というふうになっておりますが、その辺のことも積極的に示すことによって、この経済的シグナルになってくるのではないかなと思います。

最後に農村政策として見ますと、太陽光や風力など、今、伸びておりますが、これはコスト競争力は高いんですけれども、自然まかせ、風まかせという不安定性があると思います。バイオマスは非常に収集コストがかかりますし、都市住民の学習、それから行動、それから組織化というプロセスが必要ですが、コスト競争力も低いんですが、貯蔵性、安定性があるという、こういう特性があると思うんですね。農村を基盤にこういう異なる特性の複数の再生可能エネルギーを組み合わせるコンビネーション、今日は水力発電のお話もございましたが、こういうことによって 21 世紀、非常に農村部が安定的な地域電力を供給して、そういう拠点に変わっていくんじゃないかなと、非常に長期的に見ると、そのように考えております。

そういう意味で、ちょっと今回こういうヨーロッパの環境税と農業との経験ということでお話しさせていただきました。

以上でございます。どうもお聞き苦しくて申し訳ございませんでした。

○生源寺部会長 どうもありがとうございました。

6人ほどの方からご発言いただきましたので、ここで事務局の方からご発言いただきます。

○山田臨時委員 すみません、ちょっとどうしても早退しなければならない事情がありまして、一言。

○生源寺部会長 では、特別によろしくお願ひします。

○山田臨時委員 割り込みまして恐縮です。すぐ終わります。

2点あります。

第1点は、生産基盤整備の大切さは言うまでもありませんで、アジアモンスーン下で雨が多くて、また国土も傾斜地が多い、災害も多いという中で、ほ場整備も含めて大変大事な役割を果たしているということ、それを前提にして申し上げたいと思います。

資料3－1の4ページの右下の図の下の方です。「構造改革特区制度を活用した農外企業の農業参入の促進」という文言がありまして、驚いております。川村局長からも口頭で、一般企業がほ場整備を行うことを考えたいというご説明があったやに聞きましたが、見出しの農業基盤整備を契機とした多様な担い手の育成・確保等々と関連して、何とほ場整備で一般的の株式会社に農地を売り渡すということを考えておられるわけではないんでしょうね。そんなふうに受けとめられましたので、その点は申し上げておきたいと思います。

そして5ページに、地域の営農ビジョンや農業戦略に即した基盤整備を行うとしておられるわけでありますと、この点は農業・農村振興のための生産基盤の整備というときには、まず5ページのこの取り組みが先にあって、次に4ページが来るということではないのかと、順序が逆じゃないかと思います。この順番になっているということの意味は、私もそれなりにわかっているつもりですが、これからの新しい農村基盤整備をどうするかということを考えるときは、5ページが先に来て、その後に4ページじゃないかと思いますので、その点申し上げておきます。

次に第2点でありますけれど、これは森本さんなり、安高さんから率直に出されたご意見と同じであります。この企画部会の前半、産業政策として、担い手について相当具体的な、かつ極端な担い手の絞り込みという、大変我々にとってみても問題の多い議論をしてきたわけであります。

その一方で、農村振興政策、これは分けて考えますよという中間論点整理の議論があったわけですが、一方で農村振興政策についてご説明がありました。

理念が中心で、具体的な対策がもうちょっと見えてこないと思っております。農地・農業用水等の資源の保全管理対策ということで、項目も挙げて整理されておるわけですが、産業政策では対象にならない地域の農家や非農家対策として、この資源保全対策は大変大事になるのではないかと思っております。

ところが、資料2－1の11ページ等に、支援の手法例が書いてありますけれども、こうした手法例を示すのみであって、どんな取り組みをどう支援するのかという具体策が必ずしも示されていないと思います。この点、村田さんからもご意見ありまして、私も賛成ですが、中山間地域等直接支払制度について、その意義を川村局長からもご報告あったとおりで、私も高く評価しているところであります。こうした対策を、資源保全対策として、農村振興対策として、きちんと打ち出すべきだと思います。

要は、大事なのは産業政策たる扱い手への経営安定対策と言っておられるわけでありますから、内容のある資源保全と農村振興政策をパッケージとして、同時期にきちんと示すということがない限り、これはもうとう農村部では受け入れられない。先ほどの安高さんのお言葉のとおりだと思います。

以上です。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

森野委員も早退されるということをあらかじめお申し出いただいておりますので、お願いいいたします。

○森野委員　　恐れ入ります。

私は、1点だけ今日の議論についてつけ加えていただければと思います。この農村振興の資料2の話なんですが、ここで7ページから、農村の集落機能がかなり低下しているということを前提にいろいろ議論をされてきましたけれども、もう一つ考えていただきたいのは、今、日本の家族の構成というのが、非常に小規模家族化しているということです。

核家族という言葉が出た1960年ぐらいのときには、1世帯当たりの平均的な人の数というのは4.14という数でした。それが2000年には、これは全国ベースで都

市も交えた数字ですが、2.67人という、3世代同居というよりも、夫婦と子供1人ぐらいいるかいないかという、そういう世帯です。

それからもう1点、これも全国ベースですが、60年ぐらいのときには、いわゆる1人世帯が16.5%を占めていたのに対して、現在2000年では27.6%を占めている。これはちょっと東京の特殊事情ですが、東京の場合だと、これが40%、約4割が単身世帯です。これはもちろん学生もいるというのと、もう一方で一人暮らしのお年寄りがかなり東京が多いということがあります。

何が言いたいかというと、農村部においても、かなり小規模世帯化が進んでいるし、一人暮らしのお年寄りというのも大分増えてきているのではないかなど。そういうことを前提に今後の農村の政策を考えなければいけないのではないかということを申し上げたいわけです。

特に9ページの「集落機能の低下」の中の「災害時の助け合い等生活の支援」、この部分が、今年は杉本町長のところも水害に遭いましたし、中越の震災もありましたし、こういったときにどうしてもそういった小規模世帯化によって、災害弱者と呼ばれる方々が出てしまう。こういうところはやはり農村政策という全体を議論する中で、見落としてはならない点だろうと思います。

それからもう1点、医療をどこまでこの審議会で議論するかはともかくとして、介護ですね。今、介護も、介護から介護予防という形で、介護保険だけでは賄い切れないで、そういった予防的なサービスはむしろ自治体などが取り組むようになってきていますが、先ほど来のペーパーを見ますと、高齢化に配慮した環境整備というと、バリアフリー化なんですけれども、本当に農村部でバリアフリーをハード的にやっていく必要があるのかという、素朴な疑問を1つ持っています。

それからもう1点、7ページに「コミュニティ・ビジネス起業の推進」という言葉があるんですが、コミュニティ・ビジネスにふさわしいのは、例えば介護ビジネスとか託児ビジネスとか、そういった生活支援型のサービス産業の方がコミュニティ・ビジネスとしては、むしろ主流だろうと思います。ですから、農産加工とか直売というよりも、むしろ本来的な意味でのコミュニティ・ビジネスというのを考えた場合には、今言ったような小規模世帯化の中で、しかも地域社会ではもう助け合

いがし切れなくなった部分を、こういったコミュニティ・ビジネスの形でサポートしていく、そういう仕組みというのをこれから農村政策に組み込んでいったらいかがかなということだけ申し上げたいと思います。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、ここで役所からご発言いただきたいと思いますけれども、その前に2点だけ申し上げたいと思います。

1点目は、できるだけ手短にお願いしたいということでございます。

2点目は、森本委員、それから安高委員、山田委員からご指摘がございました。経営安定対策については考え方直すべきだという、こういうご意見もあったわけでございますけれども、中間論点整理の取りまとめにあたった企画部会の長といたしまして、役所の方に基本的な方向を考え直してくれということを申し上げるわけにはいかない状況にございます。ただし、お三方のご発言につきましては、こういうご発言が出てくるのは、ある意味では当然かなという、こういう印象も一方で持っております。

農業政策のうちのある部分については担い手に集中していくと、経営安定対策も含めてございますけれども。同時に、中間論点整理でも明記されておりますけれども、ある少数の農家だけが、その農村に残るという、こういうビジョンを我々この企画部会として描いているわけではございません。高齢農家あるいは兼業農家、その他地域の住民も含めた役割分担の中で、農村がしかるべき健全な形で保全されていくという、こういうことを考えているわけでございます。

今日の資料は非常に丁寧ではございますけれども、担い手に集中する施策を中心とした農業政策と、それから地域振興施策といいますか、農村政策を中心とした地域振興政策の関係が必ずしも意識された形の整理にはなっていないんだろうと思います。ビジョンは産業政策あるいは振興政策の体系という形で、いわば立体的になっているわけでございますけれども、その施策の方がややそれが独立になつてているということで、それでこういった今、お三方を挙げましたけれども、発言が出てきているのではないかと、私、こう感じております。このあたりは、まだ12

月まで会合があるわけでございますので、改めて事務局の方で整理をしていただきたい。必ずしも村田委員あるいは山田委員のおっしゃったような具体的な姿を想定しているわけではございませんけれども、施策全体として、少し相互の関係を意識した形のものとして整理していただいて、少し議論の機会が持てればと、こう思っております。

それにはできるだけ手短にお願いいたします。

○川村農村振興局長 それではお答えしたいと思います。

まず、杉本委員の方から事例のご紹介がございました。私ども先進事例なり優良事例を幅広く集めておりますので、またそれをいただきまして、発信をしたいと思いますのでよろしく。

それから、三位一体につきましては、我々農水省も交付金、かなり各省連携によりまして、地域の独自性、裁量を生かす形での取り組みをしております。ただ、財源移譲が伴わないということで、今ところゼロ回答ではないかという批判も受けておりますが、我々は地方分権の趣旨に沿っていろいろな取り組みをしております。

特に、この農村振興の中で、先ほど反省の念を込めて杉本さん言われましたけれども、その点は我々も反省でございまして、やはりその箱物をつくるためのソフトということではなくて、やっぱりアウトカムといいますか、成果、どういう成果が出たんだということを評価しなくてはいけないということで、今回、今言いました三位一体改革の中で、農林省の177の補助事業を7つに大分類しまして、しかもその採択要件というより、むしろどういう成果をもたらすんだというアウトカムを重視した形にすると。それからメニューも、地域の方が独自のメニューをつくってもいいし、その選択を幅広くしてもいいし、また金額の流用も大幅に認めると、こういった大幅な改革をしています。そういう意味で、その中の一つの柱として、地域づくり交付金というのもありますので、言われたような人材の育成とか、そういうのも含めてこれはご活用いただけるのではないかと思います。

それからグリーン・ツーリズムにつきまして、これも私ども非常に重要な施策だと思ってまして、実はこの施策は、制度全体の中では一つの政策群として位置づけ

られております。この政策群と位置づけられるというのは、もちろん予算面でも各省連携してやりますし、それから規制緩和、これも同時並行的に進めていこうと、こういうグループなわけですね。そういう中に位置づけられておりまますし、各省集まって、核としましてはグリーン・ツーリズムの議員懇談会がありまして、そこをベースに各省が集まって、その規制緩和の問題もやっております。

ですから、今、例示として出されましたようなことも、ぜひいろいろ要望として出していただきたいと思いますし、我々としてはそれをそういう場につないで、各省、いろいろなことができないかということを規制緩和の面でも努力していきたいと思います。言われたような旅館業法とか、食品衛生法とか、一部緩和が求められているということはご存じだと思いますので、そういうことを我々として取り組みを続けていきたいと思っています。

それからガードレールの話も、多分、強度の問題等があるんですが、ちょっと聞きかじりで申し訳ないんですが、これはたしかもう認められているはずなんですね。また、後で資料等ありましたらお示ししていきたいと思います。強度の問題はないという、むしろ丈夫だという意見もあったと思います。

それから森本委員と安高委員、山田委員にも共通する話で、私の立場として、担い手政策と農村政策をどういうふうに位置づけるかという話、ちょっとかいつまんで申し上げますと、新しい基本法の精神というのは、やはり農業を持続的に今後とも続けていくということにした場合、今までいいのかということが出発点になります。つまり、昭和一けた世代がもうすぐリタイヤしてしまうと、担い手は一挙に半減します。そういう状況がまずあります。それから、もちろん混住化とか、いろいろな先ほど述べたような状況がございます。

では、どうやって農業を持続的に続けていくかという話になれば、やっぱりそれは中核となる担い手、職業として立派にやっていける担い手を育てないと、足腰の強い農業構造ができるのではないかというのが出発点にありますし、そういう担い手に最初の基本計画は6割を集積しようというのが出発点になっています。

つまり、我々はそういう農業構造改革を進めないと、農業自体が、それこそ農家もいなくなってしまうけど、農業もつぶれてしまうのではないかという危機意識か

ら、そういうことをやっているわけとして、まさに力強い担い手を育てる。その担い手も個人とかだけという意味ではありません。それはこれまでも議論いただいたように、法人化もあれば、集落営農もあるし、そういう小規模な方々も一緒に参加してやっていく担い手というのも認めているわけですから、もちろん一定の要件はありますけれども、そういう担い手がある。

ただ、今回6割と言ったように、今の計画でも、部会長のご発言にもございましたように、4割はその他の農家がいらっしゃるわけですから。では、その方々と中核となる方々、これは固定的なものではないわけですね。ある日、現職を退いた二兼農家の方が担い手として参入されることもあるわけです。また逆もあるわけですよね。担い手である方が高齢化して、リタイヤしてしまって担い手でなくなる。ただ、その農村には住み続けるということもあるわけですから、そういう流動的なものでありますし、そういう構造変化、これは確実に起こるわけですから、混住化の問題も含めまして、過疎化の問題も起こる。

そういう状況を踏まえて、何をなすべきかということでやっているわけとして、担い手施策とか、そういう条件を前提にして、我々としては農村も守らなくてはいけない。ただ、農村を守るときに一番基盤になるのは、やっぱりこれは食料なり、多面的機能の基盤となる農地であり水なんです。これをどう守っていくか。それは担い手だけで守れない。担い手がかなりの部分を負わないといけないけれども、そこは守れない世界があると。そうなると、そういう部分も守ってくると、特に水田農業の特殊性を考えると、これまでやってきた地域の共同活動、これがまさに衰退しようとしている。その共同活動というものに着目して、我々として何らかの支援策が講じられないかと、こういうのが根底にある考え方であります。

ですから、ちょっとお互いに、森本さんとかはちょっと違うのかもしれませんけれども、そういうことを前提に我々は考えているということをご理解いただきたいと思います。

それから基盤整備について、これは100%国費でやれというようなご意見があつたんですが、これはよくご存じのとおり、農家の負担というのは、できるだけ農地という、あるいは水というのは、まさに国民の食料を確保するという意味で、やは

り公的にも負担しなくてはいけないということで、国も補助していますし、県も補助している、それから市町村も補助しているということで、実際の負担は、ご案内のとおり全体の事業費の5%から10%ぐらいなんですね。そこまで負担をしていると。そして、かつこれまで金利の高いところもあったので、いろいろな償還対策ということで、平準化をしたり、繰り延べをしたり、低金利に借り換えたりということをやってきています。

おっしゃるとおり、キャッシュフローの世界で考えれば、今はペイしないかもしれませんけれども、やっぱり個人資産の面もあるわけですので、そこが100%本当に国費でいいのかというのは、しっかり議論しなくてはいけないと、こういうふうに思いますし、我々としては、やはり応分の負担はしていかないといけない。ただ、それが経営に急激な変化を与えるとか何かでは困るので、今言ったように、償還対策とか何かを講じていると、こういうことだろうと思います。

それから、地域の自主性や裁量性ということで、中山間の直接支払のことで村田委員からございましたが、まず、今の中山間支払の第2期目、これは先ほど言いましたように、いろいろ反省すべき点もございます。やっぱり、今後、自律的に永続してそういう農地なりを守っていただく、それによって多面的機能、耕作放棄地を防止する、そういうことをするとすれば、しかも、今活動を調査しましたら、かなり差があるんですね。非常に現状維持的な活動をされている方から、積極的に集落営農化をしたり、永続的な組織化をしようとか、あるいは規模拡大も中山間でなかなか難しいんですが、努力しようとか、そういう方もいらっしゃる。ですから、そういう方を全く同じように扱っていいのかどうか。ここは何らかの改善のインセンティブを与えるための工夫を加えるべきではないかということが一つございます。そういうことを一番の眼目に置いて、今、具体案を練っているところでございます。

それから2点目として、平場にも同じような直接支払の仕組み、使途自由な、あるいは交付金的なものということでご指摘ございました。まさに資源保全の検討というのは、今、村田委員がご指摘のあったような、あるいは山田委員もありましたけれども、この農地なり農業用水、こういうものをいかに後代に健全な形で伝えていくかという観点で、いろいろな手法があるんです。その一部は、そういった共同

活動に対する中山間地支払的なものもあり得るのかどうかということを含めて、来年度から調査や、具体的にもしそういう仕組みをとるとしたら、どういう問題点、それからどういう体制をとったらしいのか、それからどうということを、要件とすべき活動の内容に入れたらいいのかという手法の検討が必要です。これは非常に地域の特性なり、幅があったり、また永続的にやらないといけないということで、調査をしっかりやった上で政策を組み立てていこうと、こういうふうに思っております。

あと、中村委員から単位のお話がございました。これは、やっぱり施策なりに応じて見直しをすべき話ではあると思いますし、そういうご指摘は踏まえて検討しなければいけないと思います。委員が担当された農業委員会も、市町村合併によって全体を統括するのと、あるいは部会組織にして、機動的に地域の意見なりを反映できるような形をとられるところもあるように聞いていますので、そういう制度の仕組みによって、守備範囲をある程度市町村の中を細分化するような形でのユニットというものを考える必要は当然あるんだろうと思っております。

あと、特区の、これは何だという山田委員からのご質問がございました。我々念頭にありますのは、特区の中で非常に地元の建設業界の方が、かなり農家出身の方もおられる、議事運営の中にもですね。そうすると、そういった建設機械もかなりほ場整備の方に使えるし、耕作にも使えるといったことで、かなり特区の中で参入されておられます。そうなると、もうほ場整備まで一貫して自分達の使いやすいように、農地の造成までもやって、そして農業経営も、その後も続けていくといったような仕組みもあってもいいのではないかということで、モデル的に検討しようということで、これはあくまで特区でございますので、リース方式でやることでございます。

それから、農村政策と担い手政策を同時にというお話をしました。これはもちろん無関係ではないわけとして、先ほど言いましたように、そういう構造変革をベースに、我々としては農地なり農業用水をどう守っていくか、後代に伝えていくかということで、先ほど言いましたような検討をしていきたいということでございます。

それから森野委員から、農村部の高齢化の問題。確かにバリアフリーだけ挙げていきましたので、ちょっとミスリーディングだったかもしれません。確かに農村での

介護、医療というのは非常に問題でございます。端的に言いますと、農協等も組合員の方々に介護士の資格をとっていただいて、農協みずから取り組んでいられるとか、この高齢化の問題は、農村でこそむしろ重要な話だという意味で、多方面にやる必要があるということは十分認識をしているところでございます。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

今、担い手政策と、それから特に地域資源保全政策の、この2つについての関係がお話の中に示されたわけでございますけれども、これはこの1月以来の議論の中でもかなり詰めてきた部分でございます。

私が先ほどお願ひいたしましたのは、ここも含めてでございますけれども、農村政策全体と担い手政策なり経営政策なり、この関係について、やはりこの際きちんと整理をしておくことが非常に大事であるという、こういう認識で申し上げましたので、改めて強調しておきたいと思います。

それでは、まず永石委員。その後、西山委員お願いします。

○永石臨時委員 川村局長から話がございましたように、やっぱり構造政策、これは基本的に今の状況を考えれば、やらざるを得ない。そのために認定農業者制度をつくっているわけですから、これを中心に、今、農業政策と言われましたけれども、今の認定農業者そのものは、個人の経営改善目標を達成すればいいということになっているものですから、県としては、まず県全体で認定農業者の組織をつくり、各市町村にも認定農業者の組織をつくる。この人達が地域の中で評価され、認定されるというような認定農業者になってほしいという面で現在進めておりますので、まず認定農業者を育てる場合も、そういう観点はやっぱり必要かなと考えております。

そういう面では、経営局の方で地域のリーダー育成のための予算も組んでおられますので、そういう形で積極的にそれを動かせばいいかなと考えているところです。

それからもう一つは、今、川村局長から話があった、利用集積が鈍化してきているという情報はありましたけれども、昨日、私ども農業委員の役員の方々といろい

ろ話し合いをして、私どもも利用集積するために県単事業等をつくり上げて、積極的に進めようとしているんですけども、現実にはなかなか進まない。

なぜ進まないんだろうといろいろ聞いてみると、今年はうちの県では、秋の天気が悪かったけど、稲刈りって結構時間かかったんです。例年から比べると、コンバイン台数が非常に出方が少なくなっているなど、これは直感ですけれども、そういうふうに思っております。それは米改革の中で、米が市場原理になってきた。今年は当初は豊作だよという予測だったものですから、農家の方々もかなり値段が下がるのではないかという予測を持っておられた。そういう中で、私はむしろ利用権設定で表に出ない部分が現実には相当あるのではないかと理解しております。

この辺を少しどういう形にしろ、私どもも表に出し方ですか、こういうのをやつていかなければならぬなど。特に今回の品目横断とか、米の担い手経営安定対策など、これが究極的に行けば、闇に隠れている部分は表に出ざるを得ないという体系になってくるはずなんですね。そうでなければ対象農家とはならないよという仕組みになるはずですので。この辺をどう実態を捉えるかなということが、今、私たちの課題として、少し捉え方を検討しようじゃないかということで議論しているところですので。国の方にもその辺を実態がどうなのかというのを、やっぱりもう一回洗い直す必要があるんじゃないかなと感じております。

もう一つ、この中ではなかなか表に出てこないというのは、農業年金の問題等が絡んでいるのではないかというようなことが言われておりますので、その辺をどう整理していくかということも、これから必要になってくるのではないかと思っております。

もう一つは、実際、昨日農業委員の方からも聞いたんですけども、今、土地改良の方の、いわゆる基盤整備の負担金、これが最低料金の小作料のベースだろうと考えているんですけども。実際は30アール区画整理事業をやったのと、今、大区画1ヘクタール区画整理、局長先ほどお話しされましたけれども、1ヘクタール担い手型で利用集積を図れば、圧倒的に個人の負担金は減るんですよね。今はそういう制度になっております。ところが30アール区画の方は、負担金が実際、まだ終わっていないわけですから、負担金は高い。この矛盾が意外と出ておりまして、

これは地域の農業委員の、中村さんの役目と思っているんですけれども、この辺の小作料の地代の設定の仕方というのは認識していただきたいなと思っております。

そのために、少し、出し手政策。今は受け手政策が十分とられておりますけれども、農地の出し手政策をどうやっていくかなということも、少し検討していただければなと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つ、ちょっと変わりますけれども、バイオマスについて。我々の県も一生懸命やろうということで、ソフトではいろいろやってはいるんですけども、現実にはさっき豊田委員が言われましたように、北海道の別海町あたりはでつかいモデル事業を実施しておりますが、スラッジですか、どろどろの液になったメタンガスの発生装置、これは内地に向かないので、何とか乾式でできないかということで、いろいろ検討もしているんですけども、やはり現実にはコストが高いですね。

杉本委員も言われましたように、もっと簡便な発生装置なり技術開発ができないか。というのは、やっぱり畜産農家もまとまって、大規模農家が1軒あればそれを使えばいいということではないので、地域から集めてこなければいけない。輸送コストも非常に高くつく。こういうこと1つ1つ先を見越してこういう方向で行くよというのを示していかないと、理念ではまさにそうなんですよね。

これが具体的に市町村の方々と話しても、最終的には市町村が見なければならぬのではないか、こういう不安が現実にあるものですから、この辺は方向性というか、コストというんですかね。例えばさっき言ったプラスチックは200円まで目指すよというような、方向づけをちゃんとしながらバイオマスも進めていかないと、現実的には理念だけでは進まないものですから、具体的な方向を出していただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、西山委員どうぞ。

○西山臨時委員 地域の行政に携わっている立場で、バイオマス利活用について、資料1の3ページにございますように、食品廃棄物や建設発生木材というものが、廃棄物系バイオマスの中に記載されてございます。ご承知のとおり、食品リサイクル法あるいは建設リサイクル法の施行が後押しをいたしまして、今後、この2つの廃棄物というものが、相当利活用が活発になる。特に出口として、肥料の利活用ということが飛躍的に増大してくる可能性が想定されます。

この資料にもございますように、建築廃材が、例えば家畜の敷料になる。それが最終的には、地域ではそれが有機資材となってくる。

それから食品関係由来の油分、塩分、それから家庭ごみ由来の重金属、これらがやっぱり市町村のこれから廃棄物処理について非常に大きなテーマになってきてございます。それを焼却するのか。焼却するためには、もちろん排ガスの問題がございますので、相当施設整備の投資もかかる。そうすると、出口ができるだけその地域で循環をする、リサイクルをする、有機物資源にする、そしてそれを農産物の生産に活用してもらうという、そういうリサイクルがこれから非常に活発化してくると考えています。

これはちょっと専門的な話になるんですけども、たしか平成11年に肥料取締法の改正によって、いわゆる今私が申し上げたものは、特殊肥料という位置づけになって、特殊肥料は重金属、特にヒ素、あるいはカドミウム、こういうものがチェックをしなくてもいい、そういう範疇に入っているわけでございます。普通肥料という位置づけになれば、そういう重金属類はきちんとチェックして、そして規制がかけられているということがございます。私も地域で行政をしておると、やはり今申し上げたような資材が、そういう利活用の出口になるという可能性が非常にこれから高まっていますので、もちろんこれは農地に還元されると、農地の保全という問題が大きな問題になりますけれども、もとよりこれは消費者の方に安全・安心な食料を供給するという立場でも、ぜひこれはきちんとした措置をしていただきたいと思っています。

何も今申し上げたことが、からのリサイクルの動きにブレーキをかけるというのではなくて、基本的な食の安全を脅かす、そして健康被害などにつながるとい

った場合、せっかくの有効なリサイクルの仕組みそのものが、出口が閉ざされると  
いうようなことになりますので、ぜひこのことにつきましては、よろしくお願ひを  
したいなと思っております。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

それでは、横川委員、その次に中村委員お願いします。

○横川専門委員 私はバイオマスのことでお話をしたいと思います。いろいろな事例が掲載されていますが、具体的な経済性のチェックがないので、事業として本当に成り立つかどうかが置き去りにされ、ただやっているということの報告が強い感じがします。

リサイクル法により、再来年には残渣を20%削減ということが決まっているわけですが、国はその対策をあまり打ち出せていない。例えば、私ども、日本フードサービス協会では、茨城の農事組合法人の百姓俱楽部というところと組んで、残渣を堆肥化して、野菜の栽培に活用し、できた野菜は全部買い取ってレストランでお客様に提供するという仕組みでテストをしたんです。ところが始めてみると、1日4トンの堆肥生産があるのに、集荷された野菜は2トンにしかならない。県境が近い、つまり、堆肥を県境を越えて移動することができない現状では、堆肥を作っても、それを畑で使うことができない、大変な矛盾があります。堆肥化しなさい、でも県外のを使うのは駄目というので、結局、生産量の半分ぐらいしか堆肥ができない、そうすると、農家の人はまた別に堆肥を買うことになってしまいます。リサイクルに本当に取り組むのならば、環境省・厚労省・農水省の行政区画に関わらずにきちんと仕組みを作り、法改正もしていかないと、言葉だけで現実的には何もできない心配があると思います。

この百姓俱楽部という団体は、約50人の農家の方が共同で堆肥工場を作ったのです。また、山梨のある農協では、農協自身が堆肥を作つて畑に配るというところまでやるという仕組みを作ったそうです。

また、別の観点からは、「日本の土」について真剣に考える時期に来ているのではないかと思うのです。今の日本の土は多くが窒素過多で病んでいると聞きます。生産性を上げようといったって、土が良くならないと実は生産性も上がらないし、価値も上がらないし、消費も増えない。それならば、窒素、リン酸、カリという化学肥料だけでつくってきたやり方そのものをどうしていくのかという点についても議論をする必要があると思います。

土を良くする方法を研究して土質を変え、良い土地で野菜をつくることで野菜の価値が上がり、輸出にもつながり、また、国内消費が増えていくのだと私は思います。ですから、「売れる」ことは生産性を上げる一つの大きな要素なんです。安く作れるとか、たくさん作れるとか、人手が少なくて作れるというのも一つの生産性ですが、たくさん売れるからどんどん作る、それによって生産性が上がっていく部分もあるわけです。

そういう意味で、消費者側に立った問題も含めて仕組みをつくっていかないと、生産者側の発想しか出てこないです。早く消費者側に立って、本当に消費者に喜ばれるものを提案しないといけない。今、安全が大きなテーマになっています。それはなぜかというと、ここ半世紀の食品事業・生産でやってきたことに安全性が欠けていたから、消費者が安全を求めているだけなのです。本来は「食べることが健康の源だ」という極めて根本的なこと、それがこの中にあまりうたわれていない。非常に残念です。

以上です。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは中村委員どうぞ。

○中村委員　　いわゆる担い手論の問題が、全体的に農村振興との関係で見えないなという気がします。実は11ページで先ほど山田委員から意見があったように、支援手法の例のところで、前から出ております協議会、組織体の問題、これは私は非常にいい構想だと思っております。都市住民や非農家の農村・農業への関心の強いことはわかりますが、都市住民の定住というのは難しい話でありますから、やは

り定住者を基本に据えながら考えるべきです。例えば広島の場合は、過疎地域で農地資源の管理をする組織体をつくって維持をしています。これが将来、農業経営体となるのか、そのまで行くのかということはまだわからないが、高齢定住農業者が支えているのが実態です。またこれら組織を農業経営体につくり上げていくという施策支援も必要だと思います。

したがって、これからいわゆる効率的・安定的、あるいは認定農業者を目指す担い手をつくるそのを目指すところの基準を、そういうものも含めて、やはり基準の中へ入れておかないと、地域としてはうまく機能しないと思えますので、これからその辺の議論は結論を得るまでにやられると思いますけれども、私も 11 ページと関連して、そういうことを先ほど発言しようと思っておりました。時間的にないと思って省略しましたので、そのを目指すものの基準をかなり幅広くとっていかないと、特に農業振興の中で山村等は落ちてしまう、いなくなってしまう、政策対象がいなくなってしまうということになろうかと思いますので特に配慮していただきたい。

○生源寺部会長 　ありがとうございました。

それでは、長谷川委員どうぞ。

○長谷川委員 　2 点ございます。

1 点目は直接支払なんですが、局長のおっしゃったことで異議はございません。経験から申しますと、私達 N P O をやっていまして、上下流交流をやっているんですけども、イニシャルアシストとして一定の自由度の高い補助金があるということは非常に励みになって、とても結構なんですけれども、では例えば地域保全ですか、資源保全をその補助金だけでやるとなると、やっぱり 10 年以上は続かないかなという気がしております。ですので先ほど局長がおっしゃいましたように、さまざまな要素で、例えば市場の評価を得るですか、それから社会的に別の評価を得られる方法というものを編み出さない限り、活動の継続は難しいと思っておりますので、その点、参考までに意見として申したいと思います。

それからもう 1 点は、先ほど杉本委員の方から地域の中で地域分析をして、学習塾を開きながらやっていきたいというお話がありましたけれども、今日ご説明にあ

りました中でも、田園整備マスターPLANですとか、バイオマスマスターPLANと、PLANがたくさんあるんですね。多分、こういうマスターPLANをつくるときには、手法としてはおそらく地域分析をいろいろな角度からして、おつくりになっているはずなんですね。ほかにもたしか地域水田ビジョンとか、さまざまなビジョンやPLANを農水省はお出しになっているんですけども、それをやるときに、なぜ一緒にやれないのかなと、非常に不可解な思いがしております。

地域を活性化するのには、さまざまな角度からさまざまな資源を有効活用していくことが必要なのに、どこかで一本化するようなことができない限り、有効活用ができないのではないかと。NPOというのは、そこを横に貫く力があるということは十分ありますので、NPOを活用することもそうなんですけれども、農水省の考え方自体でどこかで貫くような考え方をしない限り、転換していかないのではないかと思って意見を申し上げます。

以上です。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

そのほかにいかがでございましょうか。

それでは、杉本委員、それから安高委員の順番で、手短にお願いします。

○杉本臨時委員　　大した意見ではないんですけども、農産物もそうですし、農村づくりも、これはすべて手づくりなんです。いくら機械作業をされようが、化学肥料を使われようが、有機農業をされようが、理解していただきなければならないのは、人間の口へ入れるものを作っている、これはすべて手づくりでやっているという、手仕事のものだということをご理解いただきなければなりません。単に大地へ何かをふりかけて何かをまいたら何かができるなどという考え方をされるんではどうしようもない。日本の国民の理解度の低さというのは甚だ残念だ。すべて採算性、合理性という物差しで農業がやっていること、農村がやっていることを計ることすら、間違っているということを気がつかない日本というのが、私は大変危険があるのでないかと思っております。この点は委員の皆さんにも十分ご認識いただきたいと思う。農林水産省をはじめ経済界の皆さん方にも、一夜にして物がで

きたり、何か補助事業があるから農村がすぐ振興できたりするようなことはないんだということをよくご理解いただきたいと思います。

今ほどの三位一体の改革についても、そういった考え方でやらなければ、行政がやっていることはすべて合理的に効率的に採算性に合わせて物ができるかというようなことは決してないわけなので、もう少し三位一体のことについてのご議論なんかも、根っここの話、あるいは地についた議論をしないでものを進められるということに大変憤りを感じる。また、このようなやりとりに農水省は負ける必要はないので、やってきたことを堂々と発言すべきを発言すればいいんだし、農村がそれに応じて果たしてきたことも言えばいい。それから今こそ、そういうことをやっていただかないと、今年のこれまでの水害の数でいきますと、砂防も治山の堰堤もすべて満タンですよ。これ、来年の雪解けとか、ちょっと水が来たら、全部流れ出るということになります。今までやってきた治山、砂防、そういったものがいてくれたから止まっているのであるし、山で木を植えてくれたから、やっとあの災害もそこで止まっているという現状をもっと国民にわかる必要があるのでないかと思っております。

農村整備あるいは土地改良の問題、あるいは用排水の維持管理、こういったことは目の前に来て大変な時代にあるんだということを、もっと我々も声を出さなければいけないけれども、農林水産省も今までやってきたことをもっと誇りに思って、言うべきことははっきり言っていただければいい。政府に負ける必要はないので、一緒に頑張ってもらいたいと思う。私、何言ってるんですかね、あんまり興奮して物をしゃべってもいけませんね。

どうかひとつ、農村と農家と我々のためだけではなく、日本国民の食料や国土を守るために一生懸命やっているんだと、やっている姿をやっぱり伝えていく努力をしないと、ここで議論していることも無意味になってしまいます。あまり長く言つてもしようがないので、頑張りましょう。終わります。

○生源寺部会長 　ありがとうございました。

それでは安高委員で最後ということでおろしゅうございましょうか。それでは安高委員どうぞ、お待たせしました。

○安高委員 　今、杉本委員の怒りがよくわかるんですけれども。私なりに今の杉本委員のことを一つ表現させていただくと、今、私ども農協で、例えば選果所、あるいはいわゆる野菜のパッケージセンターをつくるときに、私が今、これは大事だなと思っているのは、一部あるいは3割から5割ぐらいは原始的な手法を残すこと。要するに、世の中は変化していきますから、それに対応できない。自然界相手、消費者の好みも変化します。そういう意味で原始的なところは残しておかないといけない。

ここで、机の上で議論していたら、なかなか説明しにくいんですけども、現場に行くと、説明しなくてもそのことを言っただけでそうだよねと言われる。だから、霞が関では説明しにくいかもしれませんけれども、今杉本委員がおっしゃったように、農水省から財務省へ、原始的なところほど重要なんだということは、ぜひ申し上げていただきたい。

それから、一つは、生源寺部会長が経営安定対策、直接支払について、今、ここ

の時点で農水省にその方向を指示できないというようなことをおっしゃいました。

その気持ちはわかるんですけども、私はこう考えております。

直接支払を、安定対策をするにいたしましても、私は長期的な政策の中から見たら、直接支払というのは、一時的な政策だと思っております。そういう意味で一時的な政策であれば、長期的な政策をきちっとした中で、その中に位置づけていかなければならぬ。そうしたときに、経営安定対策という一時的な政策を議論していますけれども、それを包含する長期的な政策が見えておりませんので、そういうものはぜひ示していただきたい。直接支払がこの中に位置づけられるというところをですね。

それと、もう1点は、川村局長は基盤整備については、気持ちはわかっていていただいているとは思うんですが、川村局長の説明もわかるんですが、私は基盤整備を国

で全額してくださいと、私はその考えは変わりません。ただ、そういう私の考え方をするためには、その前提として農地制度の改革がないといけません。でないと機能しないと思います。だから、それは厳しくする部分もあるでしょう。ある部分を厳しくしておけば、農地の貸し借り、売買も緩められるところがあると。だから、厳しくするところは厳しくする、緩めるところは緩める。私は基盤整備をぜひお願いしたいんです。けれども、その前に農地制度の改革が前提となるということだけは申し上げておきたいと思います。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

それでは、大口政務官におかれましては、公務のためここでご退席になります。以上で、委員の皆様からのご発言は終了ということにいたしまして、役所の方から簡潔に、今回はバイオマスの方からお願いできますでしょうか。菊地官房参事官からお願いします。

○菊地大臣官房参事官(環境) では、バイオマスにつきましてご説明、お答えいたします。

まず、杉本委員からバイオマスの利活用につきまして、既存の装置や設備、ラインを使った振興を図るべきではないかというご指摘でございます。全くそのとおりでございまして、現に現在進めております事業におきましても、そのようなことがとれるような道を切り開いてございますし、またこのバイオマスにつきましては、地域の方々のさまざまな知恵なり、工夫に基づいてやっていくことが大切だと思っております。このため、17年度予算におきましては、これまでの補助ということではなくて、地域の方々が使い勝手がいいような形の仕組みということで、バイオマスの環づくり交付金という形で概算要求をしているところでございますので、ご支援、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、バイオマスにつきましても、いろいろな方からご指摘ありましたけれども、これを進める上で規制の緩和といったことが必要でございます。このため、私ども関係省庁の連絡会議を開いてございまして、この場でもいろいろな面で、各地域の

取り組みを事例を挙げながら、こんな形での規制緩和ができるないかといったことを検討してございます。随時、取り組んでいきたいと思ってございます。

それから同じ杉本委員から間伐材の利用ということでお話があつたわけでございます。交通法規上の問題もあろうかと思っていますけれども、一方で、農林水産省としても間伐材の利用を進めることは、地球温暖化対策にも大きく寄与するということで取り組んでございます。それは公共事業はもとより、非公共事業におきましても、できるだけ間伐材、木材を使うということで取り組んでおりますし、現に、目の前にありますこのファイルや下に置いてあります封筒も、実はこれは間伐材でできております。こういった形で、いろいろな場面場面で間伐材を使うよう、私たちも取り組んでございますし、関係省庁にも強く働きかけてございます。

次に、豊田委員からいろいろな欧州における事例を踏まえましてのご提案をいたいたわけでございます。まことにありがとうございます。その中でご質問という形で、例えば発電のコストについてのご指摘でございました。現在、私どもはバイオマス発電を行っているところから聞きます限りでは、コストとしましては、大体 kwh当たり 7 円から 21 円くらいになっているのではないかと言われております。一方、実際の電力会社などが行っている発電コストはどのくらいかといいますと、なかなか資料がないわけでございますが、火力発電ですと 7 円くらいではないかなと言わわれてございます。

これだけ一般の電力会社の発電コストとはかなり離れておるわけでございますが、一方で、廃棄物を原料とした場合に、廃棄物は単に廃棄するといった場合のコストと、例えば家畜ふん尿などを再利用する方でのコストといった場合、トータルで見なければいけないのでないかと思っています。

先ほど若干ご紹介いたしましたが、熊本県の鹿本町におきましても、畜産農家が廃棄する場合のコストなり、あるいは町村が生ごみを処分場で処理コストをかけて燃やす場合のコストと比較した場合には、むしろ今回できるセンターを通じてやつた方が経費が安く済むといったような地域全体のコストと見ますと、お得といいましょうか、効果的ではないかといった事例もございます。

それから、もとよりこれでもコストが高いわけでございますけれども、技術開発

が何よりも一番大切なことであろうかと思っております。永石委員のご指摘のように、今後ともさまざまな形の技術開発を進めていきたいと思ってございます。

それから西山委員から、リサイクルを進めるに当たって肥料取締法との関係のご指摘あったわけでございますが、現在、汚泥を含むものにつきましては、普通肥料という形で取り扱われていると承知してございます。

それから横川委員から、リサイクルと土づくり、そして農業生産の拡大ということで、厳しいあるいは温かいご指摘があったわけでございますけれども、先ほどご説明いたしました中で、例えば山形県の長井市などにおきましては、地域一帯が農家、それから地域住民、いわゆる家庭も含めた形でリサイクルを行い、そしてそのできた堆肥を土に返し、そこから地域内で食べられる野菜はもとより、そこから出荷する野菜の生産にも取り組んでいるという形が生まれてきてございます。

こういった各地域の取り組みをできるだけ集めて、そしてまた、それらをこれから取り組もうといったところに情報として提供していく、このような業務も国として大きな仕事ではないかと思って、今後、取り組んでいきたいと思っています。

いずれにしましても、このバイオマスの利活用につきましては、さまざまな取り組みあるいは知恵、アイデアが必要でございます。私ども、各地域のご意見あるいはご示唆を踏まえまして、それをできるだけ生かすような形で施策に反映していくたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○生源寺部会長　　ありがとうございました。

それでは、中條次長お願ひします。

○中條農村振興局次長　　中村委員の方から、地域資源の保全管理について、協議会を受け皿とすることについてはいいんだけれども、どういうふうに関係者を育成していくのかという話がございましたけれども、まずはその地域におかれる農業者の方々を中心に、この協議会が動くんじゃないかと思っております。また、関係の農業団体、そういう代表の方々もおそらくこれに参加されるでしょうし、それから参加の仕方というのもいろいろあると思うんですけども、都市住民の方も、ひと

つ活動を評価するとか、そういう面での参加もございますでしょうし、そういった参加も可能かと思っております。

いずれにしましても、先ほど局長申しましたように、17年度にこれは調査をいたしまして、各地域の実態を踏まえてどういった形が一番具体的なのか、効果があるのか、これを確認して進めていきたいと思っておりますので、またその点で何か参考になりますございましたらご指摘いただきたいと思っております。

それから長谷川委員の方から、マスターPLANというのがまだ独自にできていて、これは横との連携とったらどうかというご指摘でございました。実は、この環境整備マスターPLANにつきましては、いわば事業を実施する場合のクロスコンプライアンスのような位置づけにしておりまして、特にこれについての補助はしておりません。考え方としては、事業を実施するときに、各市町村で市町村の振興計画というものを自治体としてお持ちであります。その中に、当然、環境を保全するという部分もありますので、そことの整合を持たせて、一部足りないものは、そこでちょっと充実していただくというような観点で、実はこの環境整備マスターPLANというのをつくっておりまして、それぞれ市町村の全体計画の中での位置づけということで進めているところでございます。

○生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは、時間も超過しておりますので、本日の議論はここで終えたいと思います。

次回の会議についてでございますけれども、私の方から1つご提案申し上げたいと思います。

9月16日以降本日まで、7回にわたりましてこの部会を開催し、食料自給率をはじめとしてさまざまな課題について議論を行ってまいりましたのでございます。ただ、時間の制約もありまして、テーマによっては十分に議論が尽くせなかった点もございます。そういうご指摘もございましたし、私からそういう形の発言をした経緯もございます。

あらかじめ作成しております再開後の企画部会の予定では、次回、11月30日

でございますが、議論の整理ということで、特定のテーマ設定はしない形で予定しておりました。したがいまして、次回はこういう形でございますので、これを活用いたしまして、これまで議論が必ずしも十分ではなかったテーマについてご議論いただければと、こう思っております。

私としましては食料自給率、それから食の安全・安心、また食品産業については、次回議論をするテーマとしてふさわしいのではないかと、こう考えております。

また、これは事務局の整理が間に合えばということでございますけれども、農業、農村のビジョンを実現するために、農業政策あるいは農村政策が、あるいはそれぞれのメニューがどういう形の役割分担を行っていくかという、こういった整理も間に合えばお出しをいただいて、皆様方のご意見をいただくような形にしてはどうかと思っております。

あまり盛りだくさんになりますと消化不良ということも考えられますので、少し事務局とも打ち合わせをしながら、基本的には十分な議論になっていなかった部分について補足的に議論する会といたしたいと考えております。

こういったことでよろしゅうございましょうか。

それでは、次回につきましては、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

次回は午後でございます。11月30日火曜日の午後2時から、場所は今回と同じこの講堂でございます。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。

どうもありがとうございました。

——了——